

すべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を設けることとしております。

地方公務員共済組合連合会は、その組織する地方公務員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を決定するほか、地方公務員共済組合から払い込まれる一定の金額を長期給付積立金として管理し、長期給付に要する資金が不足する地方公務員共済組合に対して長期給付積立金から必要な資金を交付する等の事業を行うこととしております。

なお、地方公務員共済組合連合会は、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く八十九の地方公務員共済組合で組織することとしております。

その二は、地方公務員共済組合連合会の設立に伴い、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止し、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設けることとしております。

全国市町村職員共済組合連合会、市町村職員共済組合または都市職員共済組合の給付事務等の指導、災害給付積立金の管理等の事業を行うこととしております。

第二は、定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等に関する事項についてであります。

その一は、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、退職年金または通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間が十年以上であること等一定の要件に該当するものについては、その者の申し出により、退職後も引き続き地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける特例継続組合員となることのできることをする措置を講ずることとしております。

その二は、定年等による退職をした者のうち、退職年金または通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間のうち四十歳以上の組合員期間が十五年以上であること等一定の要件に該当するものまたはその遺族に対して、特例退職年金を支給する等の措置を講ずることとしております。

以上が、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○田村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○田村委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川省吾君。

○小川(省)委員 厚生省においてをいたしたいと思っております。まず厚生省にお伺いをいたしたいと思っております。

高齢者層が増加をしまゐるわけでありまして、二十世紀に向かつて、年金のあり方等について厚生省はそれなりに研究、検討を進めておられるのだらうと思っております。どんなふうにある段階で研究、検討の段階は進んでいるのか、まずお伺いをいたしたいと思っております。

○山口説明員 わが国の公的年金制度、ただいまいろいろの問題点が指摘をされております。私どもが所管をしております厚生年金、国民年金につきましては、わが国のこれからの高齢化社会を控えて、老後の所得保障の中核として大変重要な意味を持っているという認識のもとに、私どもも二十一世紀の高齢化社会になりましても安定した年金制度の運営ができるようにという基本姿勢のもとに、いまからそのための改革をしておく必要があるという基本方針のもとに、現在、厚生年金、国民年金についての改革に取り組んでおります。

私どもの心づもりといたしましては、この次の通常国会にはぜひ国民年金、厚生年金の改革案を提出をしたいということで、現在関係審議会等におきましても御審議をいただいておりますところでございます。

○小川(省)委員 よくわかりました。そこで、恐らく八公的年金の一元化等の検討もその中に出てくるんだらうと思っておりますが、厚生省が所管になっている厚生年金と国民年金のお話もいまいごいまいしたけれども、まず自分の省の所管の二つをどうするかということに先をすべきたというふうな思っているわけでありまして、いまお答えをいたしたきましたように、厚生年金と国民年金の二つをどうするかという点をぜひまず最初に導き出していただくべきであらうというふうな思っております。

その点を念を押しておきたいと思っております。さて、今回、国家公務員共済と公共企業体共済の統合がスケジュールのつてきたようでございます。これは厚生省の指導、指示によるものなのかどうか、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○山口説明員 私どもが所管をしております厚生年金、国民年金あるいは船員保険のほかに、公的年金全体にわたって先ほど申し上げましたような趣旨で改革を図っていく必要があるというところで、政府といたしましては、昨年九月のいわゆる行革大綱におきまして、今後の公的年金の改革についての基本的な方針というものを決めております。

簡単に申し上げますと、将来の公的年金制度の長期的な安定を図るために、一元化を展望しながら、給付と負担の関係等制度全般のあり方について見直しを行って、五十八年度末までに改革の具体的な内容、手順等について成案を得るものとするということでございます。それを、厚生大臣が任命されておりますけれども、年金問題担当大臣のもとで計画的にやっていくこととさせていただきます。

その方針に従いまして、公的年金制度調整連絡会議あるいは公的年金制度に関する関係閣僚懇談会という場で、将来の公的年金制度の改革を計画的にやっていくこととさせていただきます。すでに関係各省とも協議をさせていただいている段階でございます。今回御審議をいただいております地方公務員共済組合の関係の法案につきましても、その全体の改革の中で位置づけられているというふうな私どもは理解をいたしております。

○小川(省)委員 さて次に、年金の給付水準の問題についてお伺いをいたします。

年金とは最低生活費を保障すべきものであるとの説がございます。また、年金とは現役者の生活水準の七割程度を保障するものが妥当であるというふうな説もございまして、一体、年金の給付水準というものはどのくらいが妥当であると考えておられるのかという点についてお伺いをいたしました。いわけでございますが、年金の給付水準の問題についてどのような論議がなされておりますか。

○山口説明員 年金の給付水準をどの程度のものにしようかということにつきましては、大変むずかしい問題でございますけれども、従来の考え方を申し上げますと、厚生年金を例にとりまして申し上げますと、厚生年金の場合、通常典型的にはサラリーマンの方の老後を保障していくという制度でございます。サラリーマンの老後保障の水準としてどの程度のところが望ましいのだらうかということにつきましては、審議会等でもたびたび御議論をいただいておりますところでございますけれども、従来厚生年金の関係では、従前の標準報酬、具体的には申し上げますと、サラリーの中に諸手当等も含めたものでボーナス等は除いておりますけれども、その標準報酬の大体六割程度が望ましい水準ではないかということを一応念頭に置きまして、制度改革が図られてきているということでございます。

それじゃ将来、そういう年金の水準というものを望ましい水準ということで念頭に置いてやっていくというのかどうかということにつきましては、いろいろ御議論のあるところでございますけれども、先ほども申し上げましたような今後の年金制度の改革に向けて、私どももどの辺のところを目指すべき水準かということについてはいろいろ検討をし、審議会等でも御審議をいただいております。

参考までに申し上げますと、次の制度改革のためにできるだけ幅広い方々から御意見を伺いたいということで、私も有識者調査というものをこのほどやらせていただいたんですが、その中でも、サラリーマンの年金の水準についてどれくらいのことを見据えたいかという御質問をいたしましたところ、先ほど申し上げましたような平均標準報酬との関係で言えば、六〇〇程度が適当ではないだろうかという方が四割、六五〇程度という方が二割、七〇〇と言われる方が二割弱ということでございますので、六、七割というところが大方の人が望ましい水準と考えているんじゃないかというふうに一応受けとめておりますけれども、今後御議論をいただかなければならないところだと思っております。

また、いま申し上げましたのはサラリーマンを典型的に申し上げましたけれども、それじゃ農民、自営業の方の水準はいかにあるべきかということについては、また別途の観点から望ましい水準というものを御議論いただかなければならないというふうに考えております。

○小川(省)委員 今後の議論にまつということでございますけれども、欧米と違って、日本はいわゆる一時金というボーナスを含めた給与の総量が私どもの具体的な給与総額になっておるわけでありまして、そういう点を十分に意にとめて今後検討をさせていただきたい、このようにお願いをいたしておきたいと思っております。厚生省、結構でございます。

次に、大蔵省にお尋ねをいたします。まず、今回の国公共済と公共企業体共済の統合を出されておるようでございますけれども、その発意者はだれかということでございます。厚生省の指導なり指示があったのか、あるいは臨調の指示によるものなのか、あるいは大蔵省独自の判断によってこのような統合法案を出してきたのかどうか、その発意はどこにあるのか、まずお伺いをいたしておきたいと思っております。

○野尻説明員 お答え申し上げます。

今回私も御提案申し上げております国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合法案、この発意はどこかというお尋ねのようでございますが、実は私も、昭和五十五年六月から大蔵大臣の私的諮問機関として共済年金制度基本問題研究会というものを発足させまして、その御意見の取りまとめを昨年の七月にいただいたわけでありました。

この御意見の中で述べられている大きな柱は二つございまして、一つは、わが国の年金制度全体が給付と負担のバランスが崩れるというおそれがある、つまり、年金の支払いの非常に困難な時期がやがて来るという問題の指摘、そのためには抜本的に給付と負担の両面から制度全体を見直さなければならぬだろうという御指摘、これが一つの柱でございます。

もう一つの柱は、とりあえず昭和六十年以降一千億円を超える単年度赤字に陥る国鉄共済組合の財政対策を早急に図っていく必要がある。この対策としてはいろいろな検討がなされたわけでございますが、その意見で述べられておりますのは、今日に至る沿革が非常に類似している、いわば一種の昔同根であった国家公務員と三公社の共済制度を統合する、合併するという言葉で述べられておりますが、そういう方法で当面の急場を何とかしのいでいくより仕方があるまい、こういう御意見を昨年の七月にいただいております。

それとまた非常に似通った御意見が臨調の第三次答申からも出てまいりまして、国鉄共済組合については類似共済制度との統合を図るというようなことで答申にも述べられております。

こういった御意見や答申を踏まえまして、それらの御意見に基づいたところで、以後、大蔵省が国家公務員共済制度を主管しているということとでこの法案の取りまとめに当たった、こういう経緯でございます。

○小川(省)委員 大蔵省独自の判断で取りまとめたということでございますが、大蔵の部内でこの

共済統合の話が上ったときに、国鉄共済の危機的状況を迎えているのは政府の責任であるという見地から、政府の責任でやるべきだという意見は皆無であつたのかどうかという点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○野尻説明員 ただいま申し上げました共済研の検討の過程といたしましては、こうした年金の支払い不能に陥るような状況にまで来た責任論というものが、議論は確かにされました。されど、これでも、この御意見の中では、その政府の責任というもののについて、いわば財政的な後始末を政府が責任を持ってやるということについては否定的な御意見が出ております。つまり、国の負担でこの後始末をするのは適当でないと、はつきりそこでは述べられております。

この国鉄共済が今日のこのような事態を迎えた原因といたしまして考えられますのは、輸送構造そのものの変化に伴って国鉄の職員数が減少してきているというようなこととか、あるいは国鉄自身が持っている職員の年齢構成が非常にゆがんでいるというようなことから、その独特の問題もあることはもちろん否定できませんけれども、より基本的な問題は、やはり給付と負担とのバランスが崩れてしまっているというように、あるいは一企業あるいは一産業という小さな単位で年金の財政を仕組んできたことが産業構造の変化等に適切に対応し得なくなってきた、こういうところにむしろ真の原因があるわけでございますので、そういったことを解消していくためにも、制度の再編、統合という方向に沿った形で今後の検討を進めなければならぬというふうに考えているところでございます。

○小川(省)委員 そこで、今回統合をされようとしておるわけですが、統合をやった国家公務員等共済組合は今後何年ぐらいもつか、いわゆる健全な状態を維持できるのかどうか、伺います。

○野尻説明員 今回の私どもの統合法案の考え方でございますが、三公社の共済組合もすべて国家公務員共済組合連合会に加入して、国家公務員と

三公社約二百万人になりますが、全体でプールするというのが財政的には一番望ましい形でございませうけれども、そういったしますと、国鉄以外の共済組合の組合員の負担が急激にふえるというような激変があるわけでございます。また、年金積立金を一挙にある一カ所に集中して運用するというようなことになりまして、それまで持っていた各共済組合の自主性の喪失というものが急激に起こってくる。そういった激変を当面緩和するという意味で、三公社だけは連合会に入らない。入らないで独立運営を当分の間していく。そのために国鉄共済の支払い不能という状況はまた残ってしまうわけですが、そこで、国鉄以外の共済組合から国鉄共済組合に対して何がしかの拠出金の交付を行うことによって、いわば財政調整事業と呼んでおりますが、そういうことによって国鉄共済の年金支払い財源を確保していく、こういうのが今回の私どもの案になっております。

この案によつてどのくらいもつか、こういうお話でございますけれども、基本的にいま考えておりますのは五カ年計画でございますので、昭和六十四年までのとりあえずの財政対策を考える。先ほど厚生省の方から御説明がございましたように、年金制度全体を通じて給付と負担の関係を直していくという作業が別途並行して行われることとなりますので、そういう形で、その次の段階はさらに年金制度を通ずる抜本的な見直しというふうなスケジュールのついでに、その中でさらに新たな展開を図っていく、こういうことを考えているわけでございます。

○小川(省)委員 いろいろ意見はありますけれども、国家公務員等共済組合法を審議しているわけではないのですから、いいでしょう。

それで現在、国家公務員共済は退職前一年間の平均給与ということになっておるわけですが、公共企業体共済は退職時給与になっておつて差があると思うのですが、これをどう調整しようとしておるわけですか。

○野尻説明員 おっしゃるとおり、三公社の方は

最終給料で年金が算定されます。公務員系統は一年間の平均給与で算定される。今回の法案では、その国家公務員あるいは地方公務員の年金制度の水準に三公社の方を合わせる、つまり三公社の方の年金も一年平均の給与に直す、こういうことを考えております。

○小川(省)委員 衆参両院の附帯決議でしばしば上っているわけですが、「懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡を考慮して、今後とも引き続き検討すること」と、附帯決議でずっと何回も上がってきておるわけですが、この附帯決議が初めて上がってからの検討努力の状況と今後の検討の考え方について若干お伺いしたいと思います。

○野尻説明員 懲戒処分者に対する給付制限につきましては、当地方行政委員会でもあるいは私ども国家公務員共済組合法を御審議いただいている大蔵委員会でも、その点について「他の公的年金との均衡も考慮して再検討する」ようにという附帯決議をいただいていたわけでございますが、この点につきましては、昭和五十六年の四月に実は政令改正をいたしまして、給付制限は従来、処分を受けた後お亡くなりになるまでいわば無期的な制限だったわけでありますけれども、制限を受け始めてから五年間の有期制限に改めるということで、緩和措置をすでに五十六年四月に図っているところでございます。

これにつきまして、なお完全な撤廃をすべきではないかという御議論も検討の過程ではあったわけでございますけれども、まだ現在の共済年金は職域年金として公務員制度の一環という位置づけもあるわけでございますから、全く完全に撤廃するというのは不適當、しかしながら五十年たつたそれは全部戻すというくらいはの定期限にすればいいのではないかと、こういう審議会の御意見に基づいてそのように改めております。

○小川(省委員) 他の公的年金との関連もあるわけでありますから、ぜひまた引き続き研究、検討の対象にしていっていただきたいことをお願いを

いたしておきたいと思います。

それから、行革関連法案のときに、国庫負担分を実は四分の一地方公務員共済等もカットをされてきているわけですが、共済組合の財政運営とも関連があるわけですが、これはいつごろ返還をしていただけなのか、伺っておきたいと思っています。

○野尻説明員 厚生年金、それから國家公務員、地方公務員の共済年金の公的負担については、四分の一カットしたところで払い込みを受けておりますが、これは昭和五十九年までの三カ年間の臨時措置でございまして、その時期が経過した後、年金財政に支障を生じないようその後始末をするというようになっております。いつからその返還が始まるのか、どういう形で返還が行われるのかは、厚生年金に対するその扱い等とのバランスを見ながら検討してまいりたいというように

考えております。

○小川(省)委員　なるべく早く返還をしてもらわないと、組合の財政運営にも関係があるわけですから、お約束でカットしたわけでありまして、ぜひひとつ検討をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。野尻さん、ありがとうございました。

さて、本題の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について自治省にお伺いをいたしたいと思います。

私は非済の専門家のように言われておりますが、実は素人なんであります。ただ毎年質問をさせられておりますので、共済組合にかかわる機会が少し多いというだけでございます。素人にもわかるように、明確に要領よく簡潔にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、今回の法改正に至った動機といひますか、改正に踏み切つた理由についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○坂政府委員 今回の改正に踏み切りました一番大きな理由は、現在地方公務員の共済年金は九十一の組合によって行われておりますが、これは財

政治的な單位で言いますと十六の單位に分かれておるわけでございます。その中には非常に弱小と申しますか小規模の財政單位もあり、そのために、成熟度の相違等から、同じ給付内容でありながら負担が違ふとかいろいろ問題点がございしますので、地方公務員の共済年金の財政の安定化を図るためにこの財政單位を大きくしようというのが最大の理由でございします。

○小川省委員　また、附則十四条の六によれば、地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合と警察共済組合を除くことにしている理由について伺いたいわけですが、都道府県には、警察の定年が若干一般の公務員より早いものでありますから、警察をやめた職員が交通関係や消防、防災関係の職場に大分入ってきております。また、市町村等では教員の退職者が教育長になつていて例等が間々あるわけでありまして、今回の改正ではなほ二つの共済組合を除外をされたのか、お伺いをしたいと思うのです。また、今後加入させるための方策や加入させようとする時期はいつなのか、そのお考え方についてお伺いをしたいというふうに思つています。

また、いま私が申し上げたような場合、年金は都道府県や市町村の方で支出をしているケースが多いわけですが、これらの積立金の移換を図つていかなければ、成熟の度合いとは別に地方公務員共済組合が苦しくなっていくわけであると思ひますが、この積立金の移換についてはどうなのか、お伺いをしたいと思ひます。

○坂政府委員　お答え申し上げます。

まず第一番目に、今回の改正におきまして、本則におきましては地方公務員共済組合全部の連合会をつくることにいたしておりますが、附則におきまして学校と警察関係を除いたのはどういふことかというわけですが、いろいろ理由ございしますが、大きな理由といたしましては、公立学校共済組合、警察共済組合というのは、ほかの地方公務員に比べますと特定の職域の職員のみでもつて組織されておるものでございますし、また

○小川(省)委員　また、附則十四条の六によれば、地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合と警察共済組合を除くことにしている理由について伺いたいわけですが、都道府県には、警察の定年が若干一般の公務員より早いものでありますから、警察をやめた職員が交通関係や消防、防災関係の職場に大分入ってきております。また、市町村等では教員の退職者が教育長になっている例等が間々あるわけであります。今回の改正ではなぜ二つの共済組合を除外されたのか、お伺いをしたいと思うのです。また、今後加入させるための方策や加入させようとする時期はいつなのか、その考ええ方についてお伺いをしたいというふうに思っています。

また、いま私が申し上げたような場合、年金は都道府県や市町村の方で支出をしているケースが多いわけですが、これらの積立金の移換を図っていかねければ、成熟の度合いとは別に地方公務員共済組合が苦しくなっていくわけであると思いますが、この積立金の移換についてはどうなのか、お伺いしたいと思います。

○坂政府委員　お答え申し上げます。
まず第一番目に、今回の改正におきまして、本
則におきましては地方公務員共済組合全部の連合
会をつくることにいたしておりますが、附則にお
きまして学校と警察関係を除いたのはどういうこ
とかというわけですが、いろいろ理由ござ
います、大きな理由といたしましては、公立学
校共済組合、警察共済組合というのは、ほかの
地方公務員に比べますと特定の職域の職員のみで
もって組織されておるものでございますし、また

公立学校は特に大きゅうございます。警察共済組合もかなりの程度の規模の組合員を持つておるものでございます。それに比べまして、他の一般の地方公務員の共済組合の場合には、先ほども申し上げましたように非常に小規模なものもございまして、これが非常に問題であるわけでございますので、さしあたり当面緊急の課題といたしましては、これらの警察、公立学校を除いたその他の八十九の組合の財政単位の統合を図るということが、まず第一番目必要であるということでした。たわけでございます。これはもちろん、先ほど申し上げましたように、警察も公立学校も皆一絡のグループにすることが望ましいことでございますので、これらの二つの組合につきましては、できるだけ早期に加入することができるよう、今後さらに関係者等と十分協議を進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの組合を移った結果の問題でございますが、これは責任準備金の移換の問題になると思いますが、この点につきましては非常に技術的にむずかしい問題がございますので、さらに何か簡便な方法とかいろいろ現在検討を進めておるところでございます。

○小川(省)委員 組合の成熟の問題とは別に財政的な問題もあるわけですから、移換の問題についてはぜひ検討をしていただきたいと思っています。

それから、地方公務員共済組合連合会に対する払込金についてであります。法第三十八条の八によれば、政令で定めることになっておるようでございます。しかし、聞くところによれば、来年度から三〇％、既往の積立金から一五％とされておるようでございます。私は、どのようなことで三〇％と決めたのか、わかりませんけれども、これは福祉事業に支障が生ずるおそれなきにしもあらずと考えられますが、三〇％と決めた理由は何なのか、及び福祉事業や地方債を単位共済組合が引き受けをしておるわけですが、そういう引き受け等の面から支障を生ずるおそれはないの

かどうか、お尋ねしたいわけでありませう。また、拠出金をふやす場合には当然国庫負担金を引き上げていくべきだと思いますが、どうでしょう。また、この三〇％も軽々に引き上げるのはどうかと思いますが、当面、当分の線では続けたいくつもりであるのかどうか、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○坂政府委員 お答え申し上げます。

まず第一番目に、連合会に拠出する額でございますが、政令で定めることにはいたしてあります。その考へておりますのは、毎年度の責任準備金の増加見込み額の三〇％相当額、もう一つは五十八年度末におきます責任準備金の現実の積立額の三〇％相当額でございますが、これにつきましては、とりあえず五十九年度においては積立金の一五％相当額ということで考へております。

第二番目に、なぜそのような額にしたのか、それからそれが福祉事業等に影響を及ぼすのではなからうかというお話でございますが、これは二つ関係があるわけでございまして、御案内のように、現在のところ積立金の三〇％に相当するものは公営企業公庫債とか地方債を引き受けるということになっておるわけでございまして、したがいまし

て、その分を連合会に拠出するかわりに、その公営企業公庫債なり地方債の引き受け義務も、それに見合うものは連合会が負うということにいたしますれば、拠出したします共済組合の方は、その他の福祉事業等に運用いたしております事業に影響を及ぼさないだろうということでございまして、それから、地方債の引き受けに当たりましては縁故資金として充当されるわけでございまして、これももちろん従来どおり、こういうことによつて不利な扱いになるとかいうことのないように配慮してまいりたいと思ひわけでございまして。

また、その三〇％を今後軽々に引き上げるべきでないという御質問でございますが、この点につきましては、もちろん今後の連合会の運営あるいは各共済年金の財政状況等によつて将来また変わることはあり得ると思ひますが、いずれにいたし

ましても、関係者とそのような場合は十分協議いたしまして対処したいと思ひます。

○小川(省)委員 連合会で地方債を引き受けて、単位共済では福祉事業にやってももらいたいということなんですが、いずれにしても、そういう支障のないようにぜひ配慮をいただきたいと思ひます。

それから、地方公務員共済組合連合会の運営は、運営審議会方式をとることが第三十八条の四で定められているようでありまして、関係団体の意見を十分に聞いて民主的に運営してもらいたいと思ひます。政令指定の十市などでも、運営審議会委員をどうしても出したなどという意見もあるようでございますけれども、政令都市等の意見を十分に反映させるために、運審の中に部会的な要素を持たせる運営を配慮していくことが民主的な意見の反映や運営につながると思ひわけであります。そのような方法をとっていただけたらどうか、伺いたいと思ひます。

○坂政府委員 指定都市の問題でございますが、指定都市につきましても、新しくできます連合会の運営審議会を通じて連合会の運営に参加することができるようになっていまして、考へておりますが、指定都市の場合は、お話のございましたように、ほかの場合とはちよつと異なりまして、ほかの市町村でございまして別に連合組織、あるいは県の職員でございましてと全国一本の組織を持つておるわけでございまして、指定都市につきましても、そのような組織がございせんので、そのような点も勘案いたしまして、地方公務員共済組合連合会の具体的な組織や運営方法に関する今後の検討の際に、御指摘のあった点につきましても十分配慮してまいりたいと思ひております。

○小川(省)委員 また、これら運営審議会の役員の選出についてでございますが、大臣任命になつてゐるようであります。従来の既存共済組織やあるいは地公労関係組合等の役員を入れるなどをして、従来のように十分にその意見を酌んで運営に当たつていただきたいと思ひておるわけであります。

すが、そのようにやつていただけですすでしようか。

○坂政府委員 新しく設けます連合会の役員の任命につきましても、役員として最も適任者を得るように、広く共済組合関係者等の御意見も聞きながら十分対処してまいりたいと思ひております。

○小川(省)委員 また、連合会の運営についてもお尋ねをしておきたいと思ひますが、従来もそうだったわけでありまして、地公労関係の職員団体との話し合いがあつてこそ十分にスムーズに運営をされてまいつたと思ひわけであります。スムーズな運営を確保していくためにはどうしても地公労関係団体の参加を保障していくことが必要だろうと思ひておるわけであります。そのようにお考へになつていただけたらどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○坂政府委員 連合会の運営に当たりましては、従来からの地方職員共済組合などの例なども勘案いたしまして、十分関係者の意見を聞きながら配慮してまいりたいと思ひます。

○小川(省)委員 それから、現行の国庫負担が地方交付税に組み込まれて、自治体負担とされておるわけでありまして、このため、東京都などの不交付団体やあるいは公営企業については財源保障が行われていないのではないかと思ひております。地方公務員共済年金の公的負担分については、財源保障を行つていくべきであると思ひておりますが、いかがですか。

○坂政府委員 共済年金も公的年金の一つでございますが、公的年金制度におきましては、国、地方公共団体、公共企業体等が一定割合の公的負担をしてゐるわけでございまして、地方公共団体の負担につきましても、地方財政計画に必要の財政需要として計上されておりますので、全体としては地方公共団体に必要な財源は確保されている仕組みになつてゐるわけでございまして、なお、個々の地方公共団体につきましても、御案内のとおり、地方交付税の算定を通じて、財源の不足しているものに対しては交付税の交付、あるいは超過

しているものにつきましては不交付ということになつておるわけでございまして。

それから、地方公営企業におきましても、地方公共団体あるいは公共企業体と同じく公経済の主体といたしまして同様に公的負担を行つてゐるわけでございまして、地方公営企業は経費の種類、いわゆる負担区分によりまして一般財源の繰り出しもございまして、原則として独立採算制をとつておりますので、その中において処理されていると理解しております。

○小川(省)委員 また、連合会の行つていく事業についてでございますけれども、法第三十八条の二に定められておりますが、財政単位の一元化が重要な目的のようになっておるわけであります。そういう意味では、各単位組合を連合会が束縛したり統制したりするようなことはないと思ひておりますが、いかがでございますか。単位組合の自主性を保障していただけたらどうか。むしろ単位組合を援助していただくような方法をとるべきではないかと思ひますが、どうなのか。連合会の事業についてどのように考へ、また単位組合との関係をどのように考へておられるのか、伺いたしたいと思います。

○坂政府委員 連合会の主要な任務は、掛金の率を共通して計算をするということ、それから財政調整を行うということとございまして、今回のこの連合会の設立に伴ひまして単位共済組合の運営が、もちろん連合会の行う事業となつた分についてはその分仕事はなくなるわけでございまして、今回の改正によりまして単位共済組合の運営に特段の変化を受けるということはないと思ひます。

なお、連合会の仕事といたしまして、「長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること」ということも法律で規定させていただいておられますから、むしろ単位共済組合についてのこのような面における援助ということも行われると思ひます。

○小川(省)委員 共済組合の特性は、短期、長期、福祉事業の三本の柱になつておると思ひま

す。短期給付を健康保険で行っている組合もあるわけでありすが、これについては今後どのような指導方針で臨んでいくつもりなのか、伺いたいと思うのであります。

また、短期で老人保健法の施行以降いろいろ影響が出ておるわけでありすが、将来展望としてはだんだん苦しくなっていくと思われすが、窮迫組合について十分な配慮が必要だと思われすが、配慮をしていただけるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○坂政府委員 共済組合の中には、短期給付を行いませんで、健康によつてやっておるところがございますが、われわれといたしましては、本来共済組合による短期給付で医療給付を行うべきであらうと原則的には考えております。いずれも過去の経緯その他によりまして来ている問題でございますので、早急にこれを改革するということは實際的に非常にむずかしいと思ひますが、基本的には共済組合の短期給付制度でいくべきであらうと考えております。

それから、老人保健法の施行に伴う問題でございますが、短期給付の場合、特に組合規模が小さく、組合員の負担の格差が大きいのは、市町村職員共済組合に多いわけでございます。そのような点を考慮いたしまして、昨年八月から、市町村職員共済組合連合会におきまして組合間の財政調整事業を実施いたしました。短期給付に係る組合間の負担の均衡と財政の安定化を図っておるところでございます。

なお、この市町村職員共済組合連合会は、今回の法律をお認めいただきましたと別の新しい組織に衣がえいたすわけでございますが、この事業は、新しい組織におきましてなお引き続いていたすつもりでございます。

○小川(省)委員 地方職員共済組合連合会の事務局組織の問題でございますけれども、どのような構想を考えているのかという点をまずお尋ねをいたしたいと思ひますが、改正法では附則四条で、解散する現在の市町村や都市の両連合会の職

員については、新しい市町村連合会の職員として採用、就職のあつせんをするようになっていくわけでございます。共済関係団体のプロパーの職員の就職の保障は、連合会の発足によつて完全に保障されると考えてよいのかどうか、伺いたいと思ひます。

○坂政府委員 連合会の事務組織につきまして、これから関係者の、ことに共済組合関係者の間におきまして十分検討を進めていくべきだと思いますが、基本方針といたしましては、なるべく簡素な組織にすべきであらうというところは考えております。

また、この連合会設立に伴ひまして、市町村職員共済組合連合会と都市職員共済組合連合会の二つの連合会が廃止になりまして、新たに一つの全国市町村職員共済組合連合会が設立されることになるわけでございますが、御指摘のございましたように、改正法におきまして、その場合「職員としての採用、就職のあつせんその他の適切な措置を講じなければならぬ」旨の規定を設けさせていたいただいておまして、自治省といたしまして、この点につきましては特に配慮をいたしまして、遺漏のないようにしてまいりたいと思つております。

○小川(省)委員 ぜひひとつ過去の共済組合職員が路頭に迷うことのないように完全に就職を保障してもらいたい、このことを強く要請しておきたいと思つております。

また、公費負担の問題なのでありますが、現在の公費負担は一五・八五％になっております。私も前は前々から、厚生年金と同様に、公費負担は二〇％にすべきであると主張してまいりました。国家公務員等共済組合法の改正案によりまして給付時負担となつておりますが、地方公務員等共済組合法改正案では何ら触れておりません。地方公務員等共済組合法では将来どのように考えておるのですか。給付時負担とするならば、厚生年金と同様に、公費負担は二〇％にすべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○坂政府委員 公費負担の問題でございますが、この点につきましては、委員会の附帯決議等においても再々いたしていただいております。社会保険におきまして公費負担のあり方といたしましていろいろ議論はございますが、考え方といたしましては、保険料のみでは適当な給付水準を確保することはできない場合とか、あるいは被保険者の範囲が低所得者層に及ぶ場合、あるいはその保険事故の性質上被保険者及び事業主だけに費用を負担させることが必ずしも適当でないというような場合に、これらの公的負担の必要性の緊急度を考慮しながら検討すべきものであるというふうなことを考えておるわけでございます。

したがひまして、地方公務員共済年金の公的負担の割合を厚生年金と同様の二〇％にすることにしましては、各公的年金制度間のバランスとか、あるいは高齢化社会を迎えての将来の年金財政の健全化等の問題を含めまして、国家公務員等の取り扱いも見ながら、今後総合的に検討していくものと考えております。

また、給付時負担、拠出時負担の問題でございますが、これは長い目で見れば、給付時負担であっても拠出時負担であっても公費負担の割合は変わらぬと思ひますが、さしあたってのところでは考えますと、一概にどちらがいいのか悪いのか、得か損か、いろいろ問題のあるところだと思ひます。いずれにいたしまして、国家公務員共済組合の方で拠出時負担の方を切りかえられるのでありますれば、地方公務員共済組合につきましても、それは是非について十分検討しなければならぬと思つております。

○小川(省)委員 ぜひひとつ公費負担を厚生年金並みの二〇％にするように、特段の御努力をいたしたいと思ひます。それから、無年金者救済のゆえをもつて十五年特例年金や任意継続組合員というような条項を定めておるわけでございます。これらに該当してくるとはまさにレアケースだと思ひますが、場合に

よつては二、三年、定年延長しなければ救えないというようなケースが出てこないとも限らないと思われすが、これらの場合、救済するためのあらゆる手だてをとると確約をしてくれるかどうか、念のためお尋ねをいたしたいと思ひます。

○坂政府委員 昭和六十年三月三十一日から実施されます定年制の施行に伴ひまして、通算退職年金も含めて年金の受給資格の生じない者があるのではないかとということでございまして、そのために、特例継続組合員制度と特例退職年金制度の二つの制度を今回の法律でお願いしているところでございます。したがひまして、これらの二つの制度を活用いたしますれば、まず救済されるものというふうにおわれれば考えております。

○小川(省)委員 ひとつぜひ救済できるように特段の手だてを講じていただきたいと思つております。また、厚生年金では特例年金を廃止するのではないかとというような動きがあると仄聞しておるわけでありすが、このような状況の中で、地方公務員共済だけの十五年特例年金の発給が保障されるのかどうかという問題なのであります。大丈夫なんですか。

○坂政府委員 ただいま御質問のございましたようなこともあるのかというところは、われわれも承知いたしておりますが、いずれにいたしまして、今回御提出申し上げました法律は、関係各省の合意を得て提出したものでございまして、もし成立いたしますれば、当然それは実施されるものと思ひます。

○小川(省)委員 安心をいたしました。ぜひそういう形で無年金者を救済できるような措置をお願いいたしておきたいと思ひます。それから、現行のままですと、五十九年に財源率の再計算の年を迎えるようございまして、この新法運営その他もろもろについて大事なことは、関係団体との十分な協議であると思つております。そういう点では、地公労関係の職員団体と十分な協議を継続していただけたらと思ひ

ますが、お約束をしていただけませんか。

○坂政府委員 次回の財源率の再計算は昭和五十九年十二月までとなっております。現時点におきましてはどの程度の財源率となるか明確ではございませんが、いずれにしてもある程度の引き上げは必要になるものと考えております。

そこで、財源率の決定につきましては、将来にわたる年金制度の安定的な運営にも十分配慮する必要があると思いますが、御指摘の点も念頭に置き、また国家公務員共済組合における再計算の状況等も見ながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○小川省委員 最後に、大臣に二、三だしておきたいと思っております。

ただいままでの私と公務員部長とのやりとりを聞いておつていただけたと思うわけであります。が、お約束をしていただけたことが二、三点ございます。

まず第一点は、地方公務員等共済組合制度を完全に堅持して、この管理運営を維持していただけたらと思っておりますが、いかがでございますか。

○山本國務大臣 先ほど来、非常に具体的な問題について御議論をいただきましたが、御案内のように、わが国は高齢化社会を迎えておる、それから公務員につきましては定年制を実施することになっておりまして、年金の問題は非常に重要なものでございます。そこで、政府としては、年金問題を重要な課題としてとらえ、特に行政改革の中の重要な課題、そういう把握の仕方をしておるわけでございます。

そのきつかけになったのが国鉄の共済年金の問題であつたかと思つていますが、これによりまして、将来国民に公平に基礎的な年金を保障するという大きな目標に向かってスタートを切つたものだと思つては思いますが、それが何年ごろになるか、スケジュールを一つ一つ踏んでいかなければならぬ。その一環として今回地方公務員共済の問題をお願いすることになった。先ほどのお尋ねのように、国鉄

と公共企業体共済組合との統合という問題とあわせて地方公務員共済のこういう財政単位の統合を図ることになったわけでございまして、将来を展望しながらそのステップとして今回こういうことをする。

しかし、地方公務員は何せ三百二十万というたくさんの方がおられます。今回警察と公立学校共済は一応除いてございすけれども、これもいろいろな政府の審議会からもそういうお答えをいただいております。なるべく早くそういう体制に持っていきたい。地方公務員共済全体としまして、この三百二十万の組合員の皆様方のお気持ちに沿えるような制度をつくり上げていくという大きな将来の目的に向かって今後とも努力をしていきたい、こう思つておるところであります。

○小川省委員 政府全体の大きな動きがあつて仮に統合などというように出てくれば別であります。が、その以前には、いま大臣も言われたように三百何十万の地方公務員がいるわけでありまして、ぜひこの制度の管理運営を維持していただけたら、このことを第一点として強く要請しておきたいと思つております。

第二点として、共済組合は現在まで比較的民主的、自主的に運営されてまいつたと思つてございす。この地方公務員共済組合の民主的、自主的な運営をぜひ維持していただけたらと思つておりますが、いかがでございますか。

○山本國務大臣 地方公務員の共済組合は、組合数からしますと九十一もあるということであり、財政単位としても十六を数えるということでございます。これらの各組合につきましては、先ほど来のお話のように組合員の福祉事業もおやりになつておるわけでございまして、それぞれ特色のある運営も確かにありたいと思つております。そういう点は、先ほど公務員部長も御答弁申し上げたように、決して統制がましいことを考へておるわけでもありません。それぞれの自主性に基づいた運営もしていただきたが、全体としての一体化を図っていく、その一体化の限度内では公務員共済組

合それぞれの御意見も伺いながらそういう運びをしていきたい、こう思つております。したがうして、原則的には、おっしゃる通りに、組合はそれぞれの特色を持ちながら一体化を図っていく、こういう考え方でやっていきたいと思つております。

○小川省委員 第三点、これが重要なのであります。私が再三強調してまいりましたように、この共済組合制度の維持運営といふ管理運営は、関係団体、特に地公労関係職員団体の協力があつたればこそスムーズな維持、管理、運営ができてまいつたと思つてございす。この地公労関係職員団体の協力がなければスムーズな維持はできないだろうと思つてございす。この関係は今後とも十分協議対象として、共済制度を維持し、さらに発展させていくことをお約束していただけたらどうか、重ねて伺ひたいと思つております。

○山本國務大臣 確かに皆さん方の意見をお伺ひしながらこれを運営していかなければならぬ、皆さんの組合でございすから、当然にそういうことだと思つております。先ほど来御答弁申し上げたように、それぞれの共済組合については運営審議会その他の御意見をしっかりと反映できる組織にしてい、その運営もきつめて民主的に運営していき、その態度でやっていきたいと思つております。

○小川省委員 わかりました。ぜひそういう態度で各共済組合連合会や運営審議会の意見あるいは地公労関係団体等の意見を十分にくみ上げていただいて、従来のように民主的、自主的に本当にしっかりと運営ができるように御配慮を要望して、私の質問を終わります。

○田村委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時二分開議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。草野威君。

○草野委員 まず、質問の第一番目いたしました。地方公務員共済の財政単位の一元化につきまして何点かお尋ねをしたいと思つております。

今回の改正で、公立学校共済と警察共済が当分の間除外、こういうふうになつてゐるわけですが、全地方公務員の共済の財政単位を一元化して財政調整をするというその趣旨からすれば、この二つの組合が全体の約四二%を占めるわけでございますけれども、この両組合を除外するというのではその効果が半減するのではないかと思つてございすけれども、除外されたその理由はどうかと思つてございす。文部省、警察庁並びに自治省にお答えをお願いいたします。

○宮國説明員 お答え申し上げます。

今回の地方公務員共済組合連合会の設置につきましては、将来における公的年金一元化の方向という中で、地方公務員共済の年金財政基盤の安定化を図るという認識から、基本的にはその設立について賛成を申し上げた次第でございます。

ただ、先生のおっしゃいますように当分の間公立共済組合は除くとされておりますが、その一つの理由は、公立共済組合は百十万人を超える組合員を擁して、現在も安定した規模で、一般行政職員とは異なる職域によつて、すでに全国を一本化した長期給付の事業を行っているというのがございます。もう一つは、今回の連合会設立のねらいの一つは、一部の小規模共済組合の年金財政の救済にございす。当面においては、この救済は一般地方行政職員の共済グループ、八十九共済組合でございますが、これで財政調整が十分可能であるということでございます。三つ目は、仮に五十九年度から公立共済が連合会に加入すると考えました場合に、一兆円を超える相当巨額の拠出金を拠出するということになるわけでございます。それが組合の事業にどのような影響を及ぼすかということにつきまして、組合員の方に若干の懸念を持たれる方があるということでございます。

つては、いまの両組合等組合の特性もございまし

その中に小さいものがたくさんあるという矛盾が

○%減っているわけでございます。しかるに、そ

れに支えられております年金の受給者は、百三十九人から一千七百七十五人と申しますと、八・四五倍、八・五倍。すると、負担する方が一〇％減で、負担される方が八倍強という、これは極端でございまして、そこで、こういうようなことによつて年金財政が悪化するというのが大きな原因であらうと思ひます。

なお、給与の問題につきましては、給与が高ければそれなりの年金財政に影響を及ぼすのは事実でございまして、この点につきましても、年金云々の問題よりも先に、給与自体の是正の適正化の問題がございまして、これは別途給与是正の問題として従来からも取り組んでおりますし、今後とも真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

○草野委員 今回の改正によつて各組合が積立金を長期給付積立金として三〇％払い込む、こういうことになるわけですが、財政単位を一元化しながら、積立金を完全に統合しないで一部の集中にとどめておられるのはどういふわけかという問題、それから、いずれは金額を集中することになると思ひますが、この点はどうなつておりますか。

○坂政府委員 年金財政を一元化すると申しますか、統一します場合にいろいろ考へ方があると思ひます。そして一つの考へ方は、ただいまお話のございましたように、一〇〇％全部積立金も一緒にしてしまふというのも一つであらうと思ひますし、また、その積立金はそれぞれ各共済組合が過去から使用者、職員両方が積み立ててきて、またそれをいろいろな事業にも運用しているわけでございますので、そういう点を配慮して、なるべくそういうものには影響を及ぼさない、しかし、経済的には統一化、一元化したのと同じ効果を生む、そのためには一部の拠出金を求めて、それによつて財政を調整するという方法もあるわけでございます。それから、われわれといたしましては、地方公務員共済組合の過去のいろいろな経緯、それから現在の状況等を考へまして、後者の方が適当であ

ると判断いたしましたので、そうしたわけでございます。

○草野委員 スタート時には五十八年度末の積立金の一五％の払い込み、残りの一五％については六十年以降、このように聞いておりますけれども、この一五％で足りるというのなら、初めから一五％でもいいのではないかと、このように思ひますが、いかがですか。

○坂政府委員 原則といたしましては三〇％を考へておられるわけですが、先ほど申し上げましたように、過去各組合が労使双方と申しますか、職員と使用者の間で資金をためてきたわけでございますが、それをいろいろな福利事業などに使つておる。ただ、そのうちの三〇％につきましては、公営企業金融公庫の債券であるとかあるいは地方債を引き受けるということになつておりますので、その分だけは連合会に拠出いただきまして、連合会がその債券の引受義務を一緒に引き受けるならば、各組合における福祉事業等に影響を及ぼさないだろうということで、まずその三〇％は決めたわけでございます。

しかし、その三〇％で財政調整をいたすわけでございますから、その元本を食つてしまふば困りますので、やはりある程度の余裕を持った資金を積み、そしてその運用益によつてもしも財政調整が必要であるときには財政調整をするというようにすることが必要である。ただ、その三〇％につきましても、今後の積立金の三〇％はよろしゅうございまして、過去の積立金の三〇％につきましては、特にやはりいろいろな事業に運用しているとか問題がございまして、さしあたり一五％だけの拠出をいただくというふうに考へたわけでございます。

○草野委員 従来、各組合においては、積立金増加見込み額の一〇％を、いまお話をございましたように、地方債やまた地方公営企業金融公庫債の取得に充てる、こういうふうになつたわけでございますけれども、今後は、その三〇％を新連合会

に払い込むことによつて各組合は今度は余裕金が出てくるわけですが、その余裕金を地方債等の取得に充てる必要はなくなつてくるわけでございますので、当然これは自主運用ができることになつて、そのようになるのではないと思ひますけれども、この点はいかがですか。

○坂政府委員 われわれの申しております義務的引き受けと申しますか、その分は拠出することによりまして連合会の方が引き受けるわけでございますので、その余裕金の運用は組合において考へるということになります。

○草野委員 引き続きこの問題でございましてけれども、各組合は年金給付の資金に不足が生じたとき、この場合は連合会の方から長期給付積立金の交付を求めることができ、このようになつていくわけですが、各組合での余裕金の運用の仕方がうまくいか、または下手と云うとおかしいですけれども、そういうところもあるかもしれせんけれども、またその反対の現象が出てくると思ひますが、結果的に運用のまずい組合は得をする、こういうような結果になりかねないと思ひます。そういうふうな結果になりかねないと思ひますけれども、やはりそういうふうな事態にならないように何らかの仕組みを講ずるべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○坂政府委員 確かに資金の運用の巧拙によりましてそれぞれの年金財政に影響を受けますので、御質問のようなこともあるわけでございますが、ただ年金のための積立金でございまして、これを必ずしも最高有利にだけ回すのかと申しますと、やはりそれを積み立てた職員の福利厚生事業にも、利殖の意味からはたとえ不利であっても回すというふうなこともございましてと思ひます。

そこで、今回の財政調整を仕組みました最大の目的は、この小グループに分かれておるために成熟度等に差がある。また、たとえば職員の整理をするとか途端に成熟度が高くなるとか、いろいろな問題がございまして、そういう大きな年金財政の影響を均等化して、そして公平にしたいという趣旨

でございますし、それが主体にならうと思ひます。

○草野委員 いまのお話は理解できないことはないのですが、それから地方公務員の組合と比較しますと、やはり資金の運用状況につきましてはどうも地方の方がなまぬるいというか、そういうような感じがするわけですね。これは資料によりますと、昭和五十五年度末の表でございまして、公的年金各制度の積立金の運用状況比較表を見ますと、有利運用というところで国家公務員の場合には三一・一％、それから地方公務員の場合は二三・二％、これは主として貸付信託等に運用されているわけでございますけれども、三一・一％と二三・二％というこの数字の開きが八％ほどあるわけでございますが、こういうところ一つ見てもなまぬるいのではないかと。この点はいかがでしようか。

○坂政府委員 仰せのとおり有利運用、福祉運用に分けてみますと、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では御指摘のような差があるわけでございます。ですから、年金の支払いのための積立金の運用という点から見ますと、そのとおりでございますが、先ほどから申し上げましたように、しかしこれはやはり職員のあるいは事業主の拠出によつてたまつてきたのでございまして、その運用に当たつてはやはり職員の福祉事業にも運用すべきであるという面もございまして、この点は政策判断と申しますか、一種の方針と申しますか、そういう結果こういうことになつたのだらうと思ひます。

○草野委員 今後もそういうふうな方針でよろしいのでしようか。

○坂政府委員 多少詳細にわたりますので、福利課長の方から御説明いたします。

○秋本説明員 共済組合の長期経理の資産の運用の問題についてお答えをいたします。長期経理の資産はもとが年金給付のための資金でございまして、それに合わせて有利な運用をしていくということも当然必要であらう。ま

た反面、その資金は組合員の負担にもよって造成されておるものでございますから、組合員の福祉にも役に立つように運用をされなければならぬという面も片やある。そこで、その資金の運用につきましても、一定の比率というものを設けながら、福祉事業等への運用については何%といったようなことで原則を定め、またそれぞれの共済組合の特殊な事情に応じて、その比率については特例的な運用の承認を認めるといったような形でやっております。

それで、長期経理の資産の運用の利回りでございますけれども、そのようないろいろな運用の仕方をした結果、トータルとして運用利回りがどういうことになっているかと申しますと、五十六年度の決算におきましては、全体としては六・六七%という運用の利回りが出ております。これはそれぞれの共済組合の事情が違いますが、組合によって相当大きな差がございますので、高いところは七%を超えるといったところもあるわけでございます。そういうそれぞれの事情によって、結果としてはいろいろな差が出るということとはございます。ちなみに、国家公務員の場合につきましては、五十六年度決算を見ますと、六・八一%といったような数字になっているわけでございます。今後の問題につきましては、年金の資金を確保するということ意味で、できるだけ有利な運用を心がけると同時に、また反面、職員に対する福祉事業のための運用ということについても、適切なものの範囲内で配慮をしていくということで対処したいというふうに考えております。

○草野委員 個々の組合の例を取り上げればいろいろな差が出てくると思えますけれども、この両共済組合を比較すると、結果的に先ほど申し上げたような数字になるわけですね。現在の地方公務員共済の現状から考えて、将来果たして一体どういうふうになってくるか、非常に心配な点がたくさんあるわけですね。

そこで、もう一点お尋ねしますけれども、自治省では、現在の給付状態を前提にしていった場

合、近い将来地共済の姿というものがどんなふうになっていくか、簡単に数字を出してお答えいただきたいと思えます。

○坂政府委員 年金財政が将来どうなるかと申しますのは、これは財源率をどのぐらいにするかとかあるいは給付水準がどうなるか、いろいろの事情によって異なりますので、現状のままで推移したらどうかということでごく大ざっぱに推計いたしますと、全体といたしましては、昭和六十九年ごろに単年度では赤字になってくる、そして昭和七十八年度ごろには積立金も、現在のままで移行すればなくなるだろうという見通しでございます。

○草野委員 ただいまお話のございましたように、財源率を現在の千分の百二十五、こういうままではいま部長がおっしゃったような姿になるわけでございますね。そういうことをあわせて私も申し上げておるつもりでございますけれども、今回の財政単位の一元化、これは危険分散とかまた各組合の人員構成等からくる年金財政の時期的変動、こういうものを調整するという点ではいろいろと大きな意味があると思うのですが、それはそれで、将来の年金財政の悪化と赤字、こういうものの発生がなくなるわけでは決してないと思うんです。マイナス・プラス・マイナス・イコール・プラスには決してならないわけでございます。したがって、自治省は今後こういう問題につきましても、具体的にどのような措置を講ずる考えですか、お考えをひとつ聞かしていただきたいと思えます。

○坂政府委員 御質問のありましたように、たとえ財政単位を一つにいたしましたとしても、それによって年金財政が今後いい方に向くというわけではございません。そこで、年金財政そのものについては、財源率をどうするかあるいは給付水準をどうするかという非常に基本的な問題があるように思えます。ただ、この問題につきましては、政府におきまして、ひとり共済年金のみならず、厚生年金等その他公的年金制度全体として今

後検討してまいり、またそれは将来の一元化というものを展望しつつ、その制度の内容も検討してまいることになりますので、われわれとしても、地方公務員の共済年金の内容につきましても、これらの公的年金制度全体の問題の一環として、その中で検討すべきものであると考えております。

○草野委員 では次に、第二番目の問題としまして、公的年金制度の一元化について何点かお尋ねをいたします。

初めに厚生省にお伺いいたしますが、五十八年四月一日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定におきましては、「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、このようにあるわけでございますが、その一元化とはどのような形態のものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○山口説明員 ただいま御指摘がございましたように、現在の公的年金制度、八つに分立しておりますので、制度間の格差あるいは財政基盤が非常に不安定になってくるといういろいろな問題が指摘されております。政府といたしましては、究極的には一元化をいたしまして公的年金制度全体の長期的な安定を図ることがどうしても必要だというふうに考えておりました。今後検討をするための一つの素材として、四月一日に進め方というものを決めさせていただいたわけでございます。

そこで、年金制度を将来一元化するという方向で検討していこうということについては一致をいたしておりますけれども、制度の一元化という言葉の意味につきましても、制度の一元化という言葉をいかに具体的に申し上げますと、現在八つに分立している公的年金制度を完全に一本にしてしまおうという考え方もございますし、また、分立しては一応そのままだ形にして、財政調整をしていくという考え方もございます。それから、各制度に共通する何らかの基礎的な年金あるいは基本年金というものを導入して一元化していこうという考え方もございます。現在のところ、一元化

という意味をそういう広い意味でとらえまして、今後具体的にどうするかという方向を五十八年度末までに政府として決めていこうという状況でございます。

○草野委員 ただいま一元化の形態について三つ、四つのお話があったけれども、われわれとしてはこの制度についてそれぞれ利害得失があることは考えておりますけれども、公明党は公明党としての考え方もすでに発表しておるわけでございます。この問題に関連いたしまして、自治省は今後地方公務員共済の改正をされたわけでございますが、これを公的年金制度の一元化の第一歩である、そのように考えていらっしゃるわけですか。

○坂政府委員 先ほど厚生省の方で御説明のありました四月一日の政府のおおよその目安の中に、まず第一番目に、国家公務員共済組合と公企体の組合の問題と、地方公務員共済のたまたま御審議いただいております問題、この二つが手が届いているわけでございますからそういう位置づけになっておりますが、われわれの理解しておりますところは、現在お願いしております地方公務員の十六の財政単位を一元化していくということは、公的年金制度の内容を将来の安定化等を展望して改める、そういういろいろなものに着手する前に、地方公務員共済組合の過去の経緯、いきさつとか現状から見まして、地方公務員共済組合独自の問題点でありますとか、まず最初に、仮に一元化とかあるいは公的年金制度の改正等があってもなくとも、いざにしろ地方公務員共済組合としては財政基盤を大きくしなければ、しよせん社会保険方式にはなじまないであろう、そういうような感覚でとらえてお願いしているものであります。

○草野委員 いまの御答弁を伺っておりますが、私もはっきりああそうですかと言えないのですけれども、大臣にもう一回この問題についてはっきりお答えいただきたいのですが、今回の法改正は将来の公的年金制度の一元化の第一歩、このように考えていらっしゃるのですか、それともそうじ

やないのですか、この点をはっきりお答えいいた
きたいと思ひます。

○山本國務大臣 わが国の年金制度全体の問題、
将来いつか基礎的な国民的な年金を考えなければ
ならぬ日が来る、いまいろいろの年金があるわけ
ですが、それは将来はますます申し上げるようなそ
ういう理想に向かつていくべきものであらう。そこ
で、先ほど厚生省の方からお答えありましたが、
公的年金は七十年をめぐりに一元化を図る、こう
いうことになっております。それは私は一つの目
標であらうと思ひます。

そこで、地方公務員共済は何せ三百二十万人と
いうたくさんの地方公務員のための制度でござい
ますから、そういう特性もございします。その特性
もあるいは自主性も確保しながら全体の公務員共
済の中に参加をしていく、そういうことのいろいろ
な段階が出てくると思ひますが、将来をにら
みながら考えていく問題であるという認識でおり
ます。

○草野委員 私は頭が悪いせいか、どうもちょっ
とはっきりしませんが、要するに一元化の
第一歩と考へてよろしいですか。

○山本國務大臣 将来は一元化ということござ
いますから、それは確かに一つのステップを踏む
ことには間違いないことだと思ひます。

○草野委員 大臣は関係閣僚懇談会のメンバーで
ございしますね。その決定の第三項ですか、「以上
の措置を踏まえ」、「昭和七十年を目途に公的年金
制度全体の一元化を完了させる」、このようにな
っているわけですね。この「以上の措置」という
中に今回の法改正が含まれているのだという認識
にわれわれは立っているわけなんですけれども、
これは違いますか。そのとおりでよろしいです
か。

○山本國務大臣 いまお話しのことしの四月一日
の閣僚懇談会の決定、五十八年度でこの二つのこ
とをやる、これはいま国会に御審議を願うとい
う段階になっておるわけです。統いて今度は五十
九年から六十一年にかけてのスケジュールがそこ

に書いてあります。それから今度は、仰せのよう
な「以上の措置を踏まえ」、「昭和七十年を目途
に」云々ということになっておりますから、先ほ
ど来申し上げておるように、段階を踏んでいく過
程の一つであることには間違いないと思ひており
ます。

○草野委員 地方公務員共済組合審議会というの
がございしますね。これはどういう審議会ですか。
○坂政府委員 自治大臣の諮問機関でございま
して、地方公務員の共済組合制度の主要な事項につ
いて審議いたすところでございします。

○草野委員 自治省は当然この審議会の意見を尊
重されると思ひますが、よろしいですね。
○坂政府委員 審議会の御意見は、審議会の御意
見として当然尊重いたします。

○草野委員 この審議会は、今回の公的年金制度
の統合という問題に対して反対をしているのでは
ないかと思ひますが、いかがですか。

○坂政府委員 この審議会の答申のうち先生のお
っしゃいますような懸念を抱かれたとしますと、
それは「国家公務員共済組合及び公共企業体職員
等共済組合の統合が検討されているほか、公的年
金制度全体の将来の統合問題が検討されている
が、地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情
に充分配慮し、これを維持することを基本とすべ
きである。」この点であらうと思ひます。これ
は、今後地方共済の年金あるいは公的年金制度に
ついていろいろ検討が加えられていくであらう
が、その際には、地方公務員共済組合の特色、沿
革等諸事情を十分配慮しろという御趣旨であらう
と思ひます。

○草野委員 次は厚生省にお尋ねしますけれど
も、厚生省は厚生年金、国民年金の一元化のため
に、昭和五十八年度末までにどんな案をまとめ
るつもりでいらっしゃるのか。また、将来の高負
担を避けるために、現在の給付水準を二〇〇程度
引き下げるということも一部伝えられております
けれども、これは事実でしょうか。

○山口説明員 厚生年金と国民年金につきまして
は、昭和五十九年度に制度改正をしたい、次の通
常国会には提出をしたいということでは準備を
進めております。関係審議会にも御審議をお願い
していただいております。また、できるだけ
広い層から御意見をいただきたいということでも、
有識者調査等も実施をさせていただいておりま
す。私もいろいろいたしましては、この審議会の御意
見あるいは有識者調査等の御意見を踏まえてまし
て、できますればこの秋までには、厚生年金、国
民年金を将来どうするのだという厚生省案をお示
しをして、御議論をいただきたいと考えておりま
す。

その際には、ただいま御指摘がありましたよう
に、給付と負担との関係は年金制度のポイントと
も言うべき重要な問題でございしますし、将来年金
制度を安定的に維持していくためには、私どもと
いたしましては、年金の水準とこれを支えていた
だいてる若い人たちの生活水準、所得水準とバ
ランスのとれたものでなければ長期的な安定は図
れないという認識を持っておりますので、現行制
度のまま高齢化のピークとなる二十一世紀を迎え
ることについては問題があるという認識を持って
おります。したがって、将来に向けて年金の
給付水準を負担していただく方とのバランスをと
りながら軌道修正していくということは、この次
の改正の非常に大きなテーマであるという認識の
もとに、いま作業を進めているところでございま
す。

○草野委員 公的年金の一元化という問題は、非
常に大きな問題をはらんでいると思ひます。すべ
るに、私も公明党として、昭和五十一年
に国民基本年金構想を発表させていただきまし
て、この一元化に早急に取り組むようにかねてか
ら強く主張してきたわけでございしますが、自治省
は今後この公的年金の一元化という問題について
どのような方針とスケジュールで取り組まれよう
としておられるのか、その方針についてお伺い
したいと思ひます。

○坂政府委員 地方公務員共済年金につきまして
は、先ほど御説明申し上げましたように、その沿
革から財政単位が十六の多数に分かれております
ので、高齢化社会への移行に伴い、遠からず悪化
することが見込まれる。そこで今回の改正をお願い
したわけでございまして、できるだけ年金制度
の安定的な運営を図りたいと思ひているわけでござ
いします。

そこで、今後の問題でございしますが、公的年金
制度の改革につきましては、昨年の九月の閣議決
定におきまして、将来の一元化を展望しつつ、給
付と負担の関係等制度全般の在り方について見直
しを行い、ということ、現在検討中でございま
す。地方公務員の共済年金も将来の一元化を展望
しつつ検討をされるわけでございします。この
検討の中において、国家公務員共済年金あるいは
ほかの公的年金制度との整合性も考えつつ検討し
てまいらうと思ひます。

○草野委員 この問題につきまして最後に大臣に
お尋ねしますが、この年金制度の再編成に当た
って官民格差の問題が大きく議論されております。
公務員制度の一環として行われる点につきまして
一定の配慮は必要と思ひますが、非合理的な面
はどうしても是正されなければならぬと思ひま
す。この官民格差の問題につきまして大臣はどの
ようにお考えになっておりますか。

○山本國務大臣 年金問題は、二十一世紀に向け
て高齢化社会を迎えるわが国の大変な課題だと私
は思ひます。それだけに、国民全体が基礎的な
そういう年金を受けるという仕組みは、どうして
も最後の目標になると私は思ひます。そこで、そ
うなってきたと、ただいま公的年金という問題
がございしますけれども、将来ずっと先を見通せ
ば、やはり国民的な年金になってくる、こう思わ
れます。したがって、官民格差という問題もその
場合にあるいは解決されなければならない問題で
はないかと思ひます。ただ、公務員には公務員の
特性がございしますし、また今日までの共済組合、
それぞれ制度の内容あるいは沿革というものもある
わけでございしますから、そういうものも尊重し

ていただきながら、そういう最後の目的、目標に向かつて、ある程度年数をかけなければできないと思ひますが、進んでいかなければならぬことであらう。これは先ほどもお話が出たように、高齢化社会になってきたときに、年金を受ける方とそれを負担する人、こういうものとの関係づけは一体どうするかというところは大変な問題であらうと私は思ひますので、そういうことも考えていけば、うんと長い目で見ればそういう官民格差の問題はどうしても重要な課題になるだらう、こう思ひます。

○草野委員 では次に、第三番目の問題といたしまして国鉄の問題でございますが、国鉄共済の救済と地方公務員共済との関係について二、三お尋ねをしたいと思います。

御承知のように、国鉄の年金財政は非常に危機的な状況に陥つておりました、すでに相当以前からこの問題については問題とされてきたわけでございします。国鉄共済の救済のために、国鉄共済を含む三公社共済と国家公務員共済の統合法案が現在提出されているわけでございしますが、これによって遅きに失したと言われている国鉄共済の救済が完全になされるのかどうか、こういう点につきまして、これは大蔵省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○野尻説明員 ただいま先生からお話のございましたような国家公務員と三公社の公金体職員共済の統合制度の統合を図るための法案をこの国会に御提出させていただいてるわけでございします。国鉄共済組合は、昭和六十年度になりましたと一千億を超える単年度収支の赤字が出る、六十一年になると積立金がなくなつて支払いができなくなるというところは、ほぼ歴然とした事実だと思ひます。したがつて、この対策は早急に図られなければならぬわけでございします。当面、この対策としていたしまして、私どもが御提案しております法案の中身では、単独でその財政が維持できなくなつた国鉄共済組合に対しまして、制度を同じくする電電、専売及び国家公務員の三つの保険者から応

分の拠出金を拠出することによつて、国鉄共済の年金支払い不能という事態だけは避けたいということで御提案しているわけでございします。

これで完全に救済されるのかということでございますけれども、いま申し上げましたように、当面の応急措置というふうな考えでおるわけでございします。基本的には、先ほど厚生省からもあるいは自治省からも御説明がございましたように、給付と負担の関係を抜本的に見直していくということに手をつけたい限り、なかなか安定した制度にならないという認識は私どもも同じでございます。したがつて、今回の統合法案を契機といたしまして、すぐ第二段階の改革に入つていく、先ほど厚生省の方から御説明がありました昭和五十九年から六十一年にかけての第二段階の改革に入つていく、そして給付と負担の面における制度間の各種のアンバラを是正しつつ、さらにその先には負担面における制度間調整にも進み、やがて昭和七十年年度をめどに一元化を完了させる、そのスケジュールの中でこの国鉄問題も全体として解消されていくということを考えているわけでございします。

○草野委員 もう一点、大蔵省にお尋ねいたしますが、今回のこの三公社、国家公務員共済の統合によつても、国鉄共済の救済というものは不十分じゃないか、その救済のために早晩公的年金の一元化の名目のもとに地方公務員共済との統合が図られることになる、こういうふうにも伝えられてるわけでございしますけれども、これは事実でしょうか。

○野尻説明員 国鉄共済救済のために、三公社を統合した国家公務員等の共済と地方公務員の共済が統合されるということは事実かというお尋ねと思ひますが、私どもの方は、いま御説明申し上げましたように、昭和五十九年から六十一年にかけての国民年金、厚生年金等の大きな改革を踏まえて、それにならつた形で共済年金制度自体も改革していかねばならぬというふうな考えをしておりますが、そういう改革を経た上

で、これは一制度でなく、全公的年金制度の中で負担の調整というふうに進んでいかなければならぬのではないかと考えております。そういう意味で、地方公務員の共済だけは将来に向かつて全く外というところではないと思ひますけれども、国と地方だけでこれをまた解決していこうという考え方も、いまのところ持っておりません。

○草野委員 では、自治省にお尋ねしますけれども、先ほどの地方公務員共済組合審議会は、こういう問題については反対というふうなお話でございしますけれども、自治省は、実質的に国鉄共済を救済するために、地方公務員共済を含めた全共済の一元化、こういうものが行われることになった場合、どのように対処なされますか。

○坂政府委員 仮定の上になつての御質問でございますので、ちよつと直接お答え申し上げるのはなんでしょうが、ちよつと直接お答え申し上げるのは、やはり共済組合といふものはそれぞれ固有の沿革を有するものでありますので、いろいろな共済問題のそういう基本的な問題に当たる場合には、地方公務員共済組合といふものは制度発足以来約二十年間地方団体及び地方公務員の負担により運営されてきた、そういういきさつもよく踏まえまして、また国と地方との関係のあり方、そういうことも念頭に置きまして、考え方としていたしましては、公的年金制度全体の問題の中で解決をしていくようにすべきであらうと考えております。

○草野委員 この問題は、いろいろな意味で私は非常に重大な問題だと思ふのです。大臣にも一度この問題についてできればお答えをいただきたいと思ふのですが、いま仮定の問題だといふふうにしてお答えをいただいたわけですが、これは決まつた問題じゃないから、仮定と言へば仮定かもしれないけれども、これは将来十分に起こり得る重大な問題だと思ふのです。そのときにどう準備を、いまからどうやってお尋ねしていただくわけでございします、大臣はこの問題についてどのようにお考えになりますか、率直にひとつお考えを承

りたいと思ひます。

○山本國務大臣 先ほど来、地方公務員共済組合審議会の答申についてのお話がございます。第三項で「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」というところが書いてあり、それから次に「単に国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想があるとするれば、それには反対である。」というところですね。

それは、ここに書いてある答申の中身はそれなりに意味がある。しかし、いまお尋ねのように、ずっと将来の問題として地方公務員共済がより大きな公的年金制度の組織の中に入っていくということについては、地方公務員共済組合審議会の御意見を伺わなければなりませんけれども、私どもは、この三項に書いてある内容と将来の大きな公的年金制度の中に入っていくということは矛盾はしていない、考え方として決して相反するものではない、この第三項は当面の問題をいま掲げている、特に後段はそういう問題に限られておる、こういう理解をしております。

○草野委員 時間が参りましたのでこれで終わらなければならぬわけでございしますが、本日は、今回の法改正と公的年金一元化の今後のスケジュール、方針、また将来の姿、こういうものにつきましてもう少し明確な御答弁を期待していたわけでございしますけれども、そういう御答弁がなくて非常に残念な気がいたします。また、いまの大臣の答弁にもございましたけれども、これは将来の問題というよりも、もうすぐ目の前に差し加つた問題なんですね。こういう具体的な問題に対して、もう少し本気になつて取り組んでもらわないと大変な状態になりかねないわけでございします。この問題につきましては、これからまた機会を見て質問させていただきますと思ひます。

以上で終わります。

○田村委員長 部谷孝之君。

○部谷委員 私、は、去る第九十六国会の地方行政

委員会におきまして、公的年金制度の諸問題についていろいろと見解を申し上げるとともに、地方公務員等共済組合の将来と公的年金制度全般とのかわりについて早急に結論とその具体化を図っていただくように、そういうことを求めてきたところであります。今回の地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、この改正案が単なる給付水準の改定等の内容でなく、公的年金制度全般との絡みと申しますか、そのかわり合いの中での改正案である、こういうふうに認識をしておるわけでありまして、したがって、そういう視点に立ちまして、政府の御見解と今後の御方針、これを伺ってまいりたいと思っております。

まず、九十六国会における私の質問に対しまして、「共済年金の場合、共済年金制度研究会の諸先生方が非常に慎重に検討していただいておりますので、その研究結果を見ましてわれわれとしては対処しなければならぬ、こう考えております。」というお答えを去年いただいたのであります。その後、昭和五十七年七月には共済年金制度基本問題研究会の意見や社会保障長期展望懇談会の提言、そうしたものが出されました。また、臨調の基本答申も出されたわけでありまして、民社党といたしましては、従来から基礎年金構想を提示いたしまして、各種年金の一元化を強く主張してまいりましたところでありまして、今回、公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定で、ようやく昭和七十年を目途として公的年金制度全般の一元化を完了させるという旨のスケジュールが決定されたということになっております。九十六国会では、公的年金制度の一元化について明確なお答えができないと、先ほど申しましたように言われたわけでありまして、このような各種の意見が出そろいました現在、地方公務員共済年金の将来のあり方につきまして自治大臣としての御所見をひとまず聞かしていただきたい、こういうふう

に思っております。先ほど来申し上げてきたところ

でございますが、地方公務員共済もやはり公的年金の中の一部門としましてだんだんにいまお話しのように一元化の方向に行くものであらう、また行かなければならぬ、こう思っております。したがって、今回のこの改正は本当にまだ入り口でありまして、これからたちまち警察と教職員に統合の中に入ってもらおうということが引き続きやらなければならぬ仕事であり、またさらに、政府全体として一つのタイムスケジュールに従って公的年金の統一に向かって進んでいくわけでございまして、それに積極的に参加をしていく、そういう姿勢でありたい、こう思っております。

○部谷委員 昭和五十七年の七月二十三日付で、厚生大臣の諮問機関であります社会保障長期展望懇談会が提言をいたしております「社会保障の将来展望について」、これには今後のわが国の社会保障政策のあり方にとつて重要な指摘があり、示唆に富んだ内容だと思っておりますが、この中で「共済年金の場合、公的年金部分と企業年金部分とを分離し、公的年金としての給付水準は厚生年金とそろえるべきである。」というふうに述べておるわけでありまして、この点についてはどのようにお考えでありますか。

○坂政府委員 御指摘のございました社会保障長期展望懇談会の御提言の中にそのようにあるわけでございますが、地方公務員の共済年金には、事実上厚生年金を代行いたしております公的年金制度部分と、それからその目的、沿革等から恩給等の期間に対応する部分と、あるいは職域年金に相当するといふものがあるという含まれているわけでございます。したがって、その中の、考え方といたしましては公的年金と申しますか厚生年金を事実上代行しているというふうな部分につきましては、当然これは厚生年金との対比の問題と思ひますが、共済年金そのものはそれらが渾然一体となつて一つになつておるわけでございますので、その他の部分などは公務員制度との関係等もございまして、これは国家公務員共済年金制度その他関係のものとの十分調整のとれるよう協議

しながら検討してまいりたいと思っております。

○部谷委員 研究会の意見の中には、企業年金的なものが「長い伝統に由来するものではあつても、いつまでも過去の考え方にこだわっている必要はあるまいし、特にその財政に問題がある今日一層そうであるから、共済年金をより公的年金らしく切り替えていくのは必然的な方向というべきであらう。」と指摘をされております。この指摘は、年金の将来を考えますときに私も同感でありますけれども、この点について自治省のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂政府委員 ただいま御紹介のございました御意見は、確かにそのような御意見もあるというところで評価いたしておるわけでございますが、しかし、やはり地方公務員の共済年金制度は地方公務員法にその基礎があるわけでございます。地方公務員制度の一環としておるものでございまして、から、その他の部分についてもいろいろと配慮をしております。私には、いろいろな年金制度の将来について伺ひをしてきたわけでありまして、共済制度の沿革に大きな差異があり、中でも地方公務員共済組合におきましては、いろいろと歴史的な差異が大きいことも十分理解をしております。また、年金制度が基本的には期待権の尊重、既得権の保障、そういうものがなければ成り立たないものでありまして、また現職組合員と年金受給者の連帯的な理解がなければならぬものと思つておるものであります。が、わが国の平均余命の延びがきつめて大きい昨今では、このままでは財政が逼迫いたしまして、現行給付条件あるいは水準、こういうものを維持していく場合に、近い将来現職組合員としては財政的に負担が不可能な時代が来ることは、これは何人も否定できないところであります。従来から、従来から考へ方では対応できなくなると思われるわけでありまして、

こうした事実からいたしまして、共済制度についての改善方策というものを早急に実施に移す必要があると思つております。しかし、この場

合、一部に全面的な期待権侵害に対する反対論があるわけでありまして、こうした問題に対してどのような対策をとられるのか、自治省としての御方針を伺ひていただきたいと思ひます。

○坂政府委員 年金制度を改革いたしますと、常にその既得権の問題あるいは期待権の問題というのが起るわけでありまして、これはある意味におきましては、事柄の性質上尊重しなければならぬ点もあると思ひますが、過度にこれが尊重されますと、また御指摘のありましたように非常に財政負担を伴うという問題もございまして、ただ、この問題につきましては、具体的な問題が起りませんと判断もいたしかねますし、全般的に申しますと、さらに公的年金一元化ということも展望して今後の改正が行われますので、単にひとり地方公務員の共済年金だけをこの際その内容を改めるとかどうこうというの、これもいかかと思ひます。やはり全体の検討の中で調整を図りつつ考へていかなければならない。ただ、基本的には過度の尊重は問題があると考へております。

○部谷委員 研究会意見では、給付の算定方式につきましては、現行共済年金が給付比例方式と通年方式とのいずれが有利な算定方式を選定し得る、こういうふうになつておるのを改めまして、新たに定額プラス給付比例という方式に統一する、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○坂政府委員 現在ある二つの算定方式のうち、定額プラス給付比例方式の方に統一すべきであるというところは、そのほかにもいろいろの方面から意見が述べられておるところでございます。非常に貴重な御意見と思ひますが、これも何度か繰り返すようでありまして、ほかの共済年金との関係もございまして、それらとの関係の中で今後検討していかねばならぬ問題だと思ひます。

○部谷委員 厚生省にお尋ねをいたしますが、公的年金制度のおのの将来展望を見ますと、どれ一つとりましても、遅いか早いかわりはないけれども、近い将来に財政困難となつてしまふこ

とは確実な状況になっておるわけでありませう。また、種々の提言を検討いたしますと、そのいずれもが一元化を急ぐべきである、こういうふうにしておるところであります。国鉄の例を見ましても明らかのように、財政破綻寸前では、これは手おくれとなって、どうしようもなくなるわけでありませう。

そこで、早急に一元化に向けて取り組んだ場合には、長い経過措置の期間がとられ、条件整備あるいは整合に不可欠な激変緩和、これをする事ができるということになるわけでありませう。したがって、五十七年九月の閣議決定もあり、また臨調も五十八年末までに成案を得てというふうなスケジュールでありませう。速やかに作業日程を明示して、そして具体的な提案がなされるべきだ、こういうふうな思いわけでありませうが、その点、いかがですか。

○山口説明員 御指摘をいただきましたように、年金制度を長期的に安定したものにしていこうという事は、私どもも同様の認識を持っておりませう。特にわが国が高齢化のピークを迎えます二十一世紀、これを乗り切っていくためには、現行制度についてできるだけ早くそういう事態を見通した対策を立てておく必要があるという点では、御指摘のとおりだと思ひます。

ただいま御指摘をいただきましたように、政府といたしましても、将来の一元化を目指しまして、五十八年度末までに改革の具体的な内容、手順等を明らかにすることにより取り組んでおります。また、その中間段階で、四月一日に改革の進め方というものを決めさせていただきます。したけれども、その中で、五十九年から六十一一年にかけて厚生年金、国民年金等につきましても整理をするようにという方針を決めておりますが、私どもといたしましては、その方針に従ひまして、少なくとも厚生年金、国民年金関係につきましては五十九年にはぜひ制度改正をしたい、次の通常国会には法律案を提出したいということで準備を進めております。

公的年金は八つの制度に分かれておりますけれども、厚生年金と国民年金で被保険者も九割、受給者も九割を占めておりますので、厚生年金、国民年金を将来どういう方向に持っていくのかという事を決めまさんと、なかなか全体像も明らかにならないという面もあるかと思ひますので、私どもといたしましてもできるだけ作業を急ぎまして、できますればことしの秋には、厚生省という方向へ持っていきたいという案を示しまして御議論をいただければというふうに考えまして、いま作業を進めておるところでございます。

○部谷委員 それでは、自治省の方にお尋ねするのですが、五十七年九月の「今後における行政改革の具体化方策について」という閣議決定と、それから五十八年四月一日付の「公的年金制度改革の進め方について」という公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定、これを見ますと、地方公務員関係では、制度内の財政単位の一元化のみが明文化されておるわけでありませう。しかし同時に、いまお話をありましたように、五十九年から六十一一年にかけて国民年金、厚生年金、船員保険の関係整理とともに、共済年金もそれらの改革の趣旨に沿って関係整理を図ることとされておる。して、昭和七十年を目途として公的年金制度の一元化を完了させる、こういうことになっておるようでありませう。

このことからいたしまして、地方共済が今次の改正でもちろん済むものではないと考えるわけでありませうが、これらに関しまして次の改革、これはまたどのような手順で進めようとするのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○坂政府委員 四月一日の「公的年金制度改革の進め方について」の中で地方公務員共済年金制度と特記銘打って出ておりますものは、御指摘になりました財政単位の一元化だけでございます。これは、財政単位の一元化が必要であるという地方公務員共済年金の現状の特殊性と申しますか、そ

れからして、この点は地方公務員共済組合として制度として改めなければならないということで特に出ているわけでございますが、それ以外でも、ここにございませう、要するに「共済年金」と書いてある中にはみんな地方公務員共済年金も入っておるわけでありませうから、最終的には公的年金の一元化を展望して長期的に安定した年金制度、公的年金制度をつくるというその諸作業の中に、地方公務員共済年金も当然加わってくるものでございませう。

○部谷委員 それで、その手順はどういうふうにお考えなのですか。

○坂政府委員 手順と申しますと、スケジュールというか、日程の意味かと存じますが、それは、先ほどの関係閣僚懇談会の決定がおおよそその政府全体としての手順の目安を示したものでございませう。で、これより先走ることでもございませう、おくれることもございませう、この中においていかるべき位置づけは行われて進められていくということだと思ひます。

○部谷委員 そうすると、国家公務員共済の一元化の問題、そういうものはどういうふうな時期にされるのでしょうか。

○坂政府委員 ただいま国家公務員共済組合との一元化のタイミングと申しますが、そういう趣旨のお尋ねであったと思ひますが、先ほどから御指摘のありました昨年の閣議決定いたしました行革大綱、それから今回の関係閣僚懇談会の方針、それに従ってやるわけでございます。われわれといたしましては、国、地方の共済年金制度につきましては、この両者の関係をどうするかとかいうことではなくて、このような公的年金制度全体のあり方の中においてこれらがどういうふうになつてくるかという方向で検討していくというふうに考えております。

○部谷委員 では、厚生省の方に重ねてお尋ねしたいのですが、厚生と国民年金のかかわりについて、先ほど五十九年から手をつけたというふうな御答弁であったと思うのですが、さらに共

済相互の一元化、そうしたものはどういうふうにお考えですか。

○山口説明員 先ほど御答弁いたしましたように、私ども、五十九年にそういう国民年金、厚生年金について改革をしたいと考えておりますが、政府全体としては、四月一日にも決まさせていただきます文書によつて厚生年金と国民年金がどうい改革をするかというところを見て、共済組合についてもそれと同様の趣旨に立つた改革を六十一一年までにするという事を、一応政府内部では現時点で意思決定をいたしておるわけでございます。したがって、私どもの期待といたしましては、厚生年金、国民年金を将来どうするのだという方向が出れば、その基本方針は尊重していただいて、共済組合制度についても同様の趣旨に基づいた関係整理をしていただけるものと私どもは考えております。

○部谷委員 すべての年金について言えることでありますが、現状から見まして、年金財政の健全化には段階的な保険料の引き上げを進めなければならぬこととなります。それも、当代世代と後代世代との負担の均衡を維持するようにしなければなりません。このこととなくして年金財政の健全化は望み得ないと思われるわけでありませうが、その権衡を維持する方策の一つに、支給開始年齢の引き上げということが考えられるわけでありませう。しかし、それは退職後の無年金期間を生じないようにならねばならぬ。いわゆる定年の延長とセットで考えなければ、そういう問題はいろいろ問題を起こす、こういうふうな思ひわけでありませう。そのことによつて、平均寿命の延びによつて生じておる年金受給期間の延び、すなわち年金財政悪化の一因を解消することにもなるわけでありませう。

ところで、厚生省の「二十一世紀の年金」アンケート、これを見ますと、老後の生活設計について、六十歳から六十四歳の人々で就労による収入を求めている、そういう人が八〇・三%と高めに高い数字を示しておるわけでありませうが、こ

した要求にも合致することになると思うわけでありま。そしてまた、年金給付水準の引き下げも避けられるということに相なりまして、一石二鳥あるいは三鳥、こういうことになろうかと思うわけでありま。長期的に段階的に定年延長を図ることは考えられないのかどうか、この点はどのようにお考えでしょうか。

○坂政府委員 定年の定め方いかんによりまして、その結果が年金財政に影響を及ぼすということとは事実であろうと思ひます。また、御指摘のとおり、年金支給開始年齢と定年年齢との間にギャップがあつてはいろいろ支障が生ずるということも、そのとおりと思ひます。しかし、定年制度は、もともと本質的には職員の新陳代謝の促進とかあるいは計画的な人事管理の遂行等公務員制度のあり方としての面から生じてきたものでございまして、定年制度を年金財政のために動かすということは、いろいろと慎重でなければならぬと思つておられます。

○部谷委員 この問題はいつも繰返される問題でありま。また将来の問題としてさらに残してまいりたいと思ひます。

年金の一本化を行う場合に、近い将来に財政困難が予測される、そういうところでは、いづれ一本化されるのであれば、どちらかと言へば自助努力がおろそかにされて他人任せになる、そういうことも容易に予想されるところでありま。このことは、相当前から指摘されていながらなかなか的確な対策がとられないで今日の破綻を招いておる国鉄共済にも見られるところでありま。

そこで、今次の地方共済の改善案では、公立学校と警察の二つの組合が除外されておるわけでありま。しかし、学校と警察共済に積立不足が生じてから救済のために合併する、こういうことに相なりま。これは他の組合の納得がなかなか得られないのではないか、そういうふうにお考えわけでありま。そこで、この二つの組合の加入は急いだ方がよい、このように思うわけでありま。すべての地方公務員が同一の財源率で保険し

合うというのが現時点では一番望ましいのではないかと思ひますが、この点に対する御見解を伺いたいと思ひます。

○坂政府委員 御質問のとおり、あるべき姿といひましては、公立学校共済組合、警察共済組合ともに、すべて三百二十万の地方公務員が一つの財政単位で年金を維持するというのが望ましいと思ひます。御提案申し上げておられます法律におきまして、本則におきましてはそういう点に定めておられますが、いろいろな事情から、出発の八十九組合をもつて出発するということになつておるわけでありま。したがひまして、今後、この二つの共済組合の加入につきましては、できるだけ早い時期に加入することができるよう、関係者との間の協議を十分詰めてまいりたいと思つておられます。

○部谷委員 地方自治体におきまして、一部で退職前における特別昇給が退職手当の増大を招くということに批判されておられます。事実については私もよくわかりませぬけれども、かつて六号俸が一挙に昇給されておるのがあるということは何が新聞で見たことがありますが、退職前一年以内のこのような特別昇給を行へば、当然地方共済年金の算定の基礎となるわけでありまして、俸給にストレートに結びつきまして、年金支出を増加させておることは否定することができないと思ひます。そして、それは年金財政の積立不足分となつて財政悪化の一つにもなるわけでありま。このことにつきましては自治省としてはどのようにお考えか、あるいはどのような対策をお考えか、その点、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○坂政府委員 給与を退職間際に引き上げて特別昇給させて、退職手当もふえるけれども、年金財政にも影響があるというお話でございませ。全くそのとおりでございませ。年金財政に対しても影響を及ぼすこととございませ。しかし、この問題は、年金財政に対する影響ももちろん重要でございませ。それ以前に、そういう不適正な退職

手当を支給するための給与の運営というふうなものが大問題であるわけでありませ。で、これらの点につきましては、そのような不適正なことがなくなるよう、是正するよう従来からも強く指導いたしておるところでございませ。

○部谷委員 今回の改正案は、年金の財政単位の一元化が主たる内容であります。ところで、新たに設置される市町村連合会には、構成組合の短期給付と短期給付に要する財源の計算及び資産の管理、これが適切に行われるように事務の指導を行うこと、そして当分の間、市町村職員共済組合が現在実施しておる短期給付に係る財政調整事業を継続すること、こういうふうにしておられます。

この当分の間とは過渡的なものだといふふうな理解をするわけでありませ。臨調基本答申でも指摘されておられますところの乱診乱療と医療費の増大による保険料の増大問題、こういうことがあつておられます。一部の自治体や単位組合では、健康管理を強化することによって医療費の削減を図つておるところであります。また一方で、野放しというのか、おどろきな健康管理と医療対策、こういうもので赤字を生じさせておる自治体や単位組合があるといふふうにお話されておられます。平たく言へば財政調整に損得を生ずる、そういうことであるとこれはやはり問題だと思つておられるわけでありませ。そういうおそれがあるとして赤字増大の問題になる、そういうおそれがあると思つておられますが、こうした点についての対策は何か考えておられるのでしょうか。

○坂政府委員 ただいま御指摘のありました市町村共済の短期給付の財政調整の問題は、昭和五十七年八月から始めたわけでありませ。確かに見方を悪くいたしますと、ルーズな運営をしておるものをお互いが助けてしまつたといふことで、全体的に悪くなるのではないかと御心配もありませんけれども、しかし、そうではなくて、本当に医療費の増高等の自主的な努力を払つてもなおかつ所与の条件のために経営が悪くなるというものは、やはり相互扶助の精神を発揮して財政調整をすべきではないかといふことでございませ。

もちろん、われわれはこの財政調整だけでよろしいと言つておるのではございませ。組合に對しましては、たとえば附加給付の足切りの額をどのようにするかとか、医療費通知をしたらいいのではないか、あるいはレセプトの内容審査をもつと徹底すべきであらう、そういうような適正な医療費、医療給付の管理を前提にいたしまして、そういうことは別途やるように適切に指導してまいつておるわけでありませ。

○部谷委員 同じように、長期給付におきましても財政調整が行われることになつたわけでありませ。給付水準の高い自治体の退職者は高い給付の年金を支給され、その組合は財源が不足すると財政調整の利益を受ける。先ほどの短期給付と同じような結果が生じ、考え方によつてはこれが不正につながり、そういうことにもなるかと思つておられますが、その点についてはいかがですか。

○坂政府委員 これも制度の悪用の面から、極端に見ますとそういうことも申し上げられるわけでありませ。けれども、しかし、やはり相互扶助の精神のつとめて制度上のお互いの欠陥を補おうというものでございませ。これも先ほどの退職手当の問題と同様でございませ。給与そのものにつきましては、年金財政云々の前に給与水準あるいは給与運営の適正化ということが問題でございませ。従来ともそのような点を指導してまいつておられますし、今後ともさらに適正化が進むようにいたしておるわけでありませ。

○部谷委員 連合会に対する長期給付の積立金については三〇%といふふうな定められ、当初の五十八年度末の積立金については一五%といふことになつておられますけれども、その根拠はどういうものか、お伺いをします。また、その運用についてもひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○坂政府委員 長期給付積立金の三〇%の根拠でございませ。財政単位を一元化すると申しまし、統合するためには、全額拠出するという方法

もあると思ひますし、それから、財政調整に必要な最小限のものを提出するという考えもあると思ひます。今回の法案でお願いいたしておりましたのは、原則三〇%、ただしすでに過去に積み立てたものにつきましては、経過措置といたしまして最初は一五%、残りの一五%は後ほどということにしたわけでございます。

その主な理由は、年金の将来の支払いのための積立金でございますので、これをいろいろと、もちろん安全、有利なふうに通入いたしますが、それと同時に、その積み立てを提出しております職員、福利厚生についてもやはり活用いたしたいというのもございます。そういうものに対する貸し付けがかなりあるわけでございます。現在三〇%は、その地方公務員の積み立てでございますので、地方公務員行政関係のものに役立たせたいという事で、地方債とかあるいは公営企業債の引き受けに充てるようにしているわけでございまして、したがって、今国会をやりまして、その三〇%相当分の提出をしていただき、そのかわり地方債なり公営企業債の引当義務を連合会が肩がわりするという事になれば、積立金の一部を提出いたしましたも、職員に対する住宅の貸し付けとかいろいろございしますが、そういうものについての事業の圧迫は受けないということであり、また、その程度の提出金を集めれば、これを地方債等に運用いたしまして、その運用利益から将来財政調整が必要になったところに充てることもできるという点で、大体そういうような関係者の合意も得ましたので、そうさせていただきますと思っております。

○部谷委員 この三〇%の提出では、いざれ不足する時期が来ると思ひます。たとえば呉とか大牟田とかあるいは鹿児島、こういうところの共済では単年度の赤字が出ておるわけであります。したがって、遠からず長期給付積立金の交付が始まり、そして三〇%の引き上げが必要な時期が来る、こう思うのですが、その時期はいつごろというふうにお考えですか。

○坂政府委員 個々の組合の年金財政の将来につきましては、いろいろな所々の条件がございまして、たとえば財源率の再計算によって財源率がどうなるかと、いろいろの問題がございまして、それから、職員の増加の問題、減少の問題、さまざまな問題がございまして、的確な予測をすることは困難でございますが、最近の状況によって見ますと、連合会を設立した後も、約一兆円と見込まれております積立金はその後、当分の間は増加するものと考えられますので、樂觀的に見るわけではございせんが、そう差し迫って急に連合会が財政調整のために多額の金を支出しなければならぬという状況は参らないと思ひますが、これはあくまでも現在の状況で判断するわけでございまして、今後、職員の異動状況あるいは掛金の割合、あるいは公的年金全体の改革の問題として検討されます年金の内容の改革、そういうものによっていろいろ変わると思ひますが、現在、ちょっと的確にはわかりかねますが、そう早急に大問題が起るとは考えられせん。

○部谷委員 今後連合会で各自自治体の起債に対する融資を行うことになるということでありまして、個々の自治体の財政事情というものが、そういった間接的な融資に相なりまして、財政需要というものを的確に把握をして、そして十分そういう配慮ができるのかどうか、そういう意味の懸念が実は生まれてくるわけなんです、その点、そういう懸念はないものでしょうか。

○坂政府委員 従来その地方債を受け入れておりました部分を今度連合会の方に提出するわけでございしますが、もとより、起債の必要性があるかないか、あるいはどのような資金をそれに充当するかという点につきましては、自治大臣あるいは都道府県知事が起債の許可の審査をいたしているわけでございまして、御心配になるようなことは万々生じないようにいたしていると思ひます。

○部谷委員 大蔵省にお尋ねします。私は先日、地方交付税の一部改正に係る本委員会におきまして、大蔵大臣に對しまして、財政再

建期間の延長に伴う行革関連特例法の延長の有無についてお尋ねをいたしました。年金財政の公的負担部分の一部を、いま四分の一カットしておるわけでありますが、そうすれば当然、組合員の掛金率の引き上げ、こういうことを実質的には意味しておるわけであります。年金財政に対して悪影響を及ぼしておるわけであります。そして、その対象期間を五十九年度までとされておるわけでありまして、財政再建の目標年次もどうも延期されるようになるわけでありますが、それとの関連につきまして、この負担カット分は今後どのように扱われることになるのか、ひとつ見通しを明らかにしていただきたいと思ひます。

○野尻説明員 行革関連特例法は、いま先生おっしゃいましたように、五十七年度から五十九年度までの三カ年間に於ける補助金や負担金の国の歳出の削減措置を図るための特例ということで定められておるわけでございまして、その一環といたしまして、厚生年金や各種共済年金の国庫負担相当分についても四分の一のカットを現在行っているわけでございまして、この特例期間は、いま申し上げましたように五十九年度までということになっておりますので、この経過期間が終了いたしました後は、その減額分につきましても、繰り入れその他適切な措置を講じてまいるといふことになると考えております。

○部谷委員 繰り入れを図るといふ切られますか。

○野尻説明員 将来にわたる年金財政の安定が損なわれないように、かつまた特例期間経過後の国の財政状況等も勘案しながら減額分の繰り入れを適切に講じていくということは、この法案を提案したときにもお答え申し上げておりますので、その事情は変わっていないというふうに考えております。

○部谷委員 いわゆる大連合の事業範囲につきましては、これを拡大すべきではないかというふうな考えです。その場合に市町村連合会の事業範囲が当然相関してくるわけでありますが、両者の業

務のあり方につきまして、今後の考え方なりあるいは取り組み方についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○坂政府委員 今回、御提案しております地方公務員共済組合連合会でございますが、そこにおいでのような事業を実施するかと、このことにつきまして、いろいろな御意見がございまして、いままで二年余りの問題で関係者の間で検討してまいったわけでございまして、その関係者の多くのコンセンサスといたしまして、当面、連合会において実施する必要があるものは、長期給付に係る財源率の決定、長期給付積立金の管理ということでございますので、そのように法案を御提案したわけでございまして、

したがって、これからの連合会と市町村の連合会との機能は、基本的に申しますと、長期給付に係るものは大連合会と申しますか、その方と、それから、短期給付に関する方は市町村の連合会というふうな、多少の入れ繰りはございまして、大まかにそのような感じで、当分の事業を着実に実施してまいりたい。今後、それでは連合会の事業はどうなるかという事は、その連合会の成り行きを見まして、関係者の御意見も十分聞いて、そして今後の課題であると思ひます。

○部谷委員 どうも小連合をつくる積極的な理由が乏しいような感じがしてなりません。行政改革の観点からまいりますと、二重構造になって、こうした行政改革に逆行してくるような気がしてならないわけですが、そうした議論はなかったのですか。

○坂政府委員 行政改革の時代でございまして、なるべく組織の重複なり複雑なものは避けるべきであるという事は当然でございまして、それをまた念頭に置きまして、地方公務員の共済年金財政の安定化を図る最初のなすべきこととして大連合会をとにかくつくるといふことでございまして、現在ございまして市町村職員共済組合連合会と都市職員共済組合連合会の二つを廃止いたしまして、そして新たに、そのかわりに全国市町村

職員連合会を置く、そこで組織は減らしているわけでございます、行革にのっとっているつもりでございます。

なお、この市町村職員共済組合につきまして連合会を設けましたのは、たとえば県の職員であれば、これは全国一本の地方職員共済組合でございます。それから警察も一本でございますし、公立学校も一本でございます。しかるに、市町村の方の共済組合は非常に分かれておりまして、もちろん、この組合自体を統合する、しないという別の観点から申せば別でございますが、地方公務員のいろいろな過去のいきさつ、現状からしまして、これらの組合があるわけでございますので、これをやはり全国的に統一した何らかの組織が必要であるということで、この市町村連合会を新たに設けるのでございまして、二つを一つにするという事でお願ひしているわけでございまして。

○部谷委員 では最後に、大蔵省にお尋ねしたいと思ひます。

去年の給与改定が見送られたことによりまして、既裁定年金者の年金額と新規年金裁定者のバランスが崩れたと思ひます。また、この給与改定の見送りに関する与野党の協議におきまして、年金関係の是正について合意がなされておるわけでありまして、今次改正案にはこの是正策が入っております。今後、こうした問題について、その合意の具体化についてどのように取り組まれるか、御答弁願ひしたいと思います。

○野尻説明員 五十七年度の人事院勧告が見送られたことによりまして、五十七年度に退職した年金受給者と、それ以外の者との間にアンバランスが生じているのではないかとお尋ねでございます。生じているとは考えておりません。つまり、五十七年度に退職された方々の基礎となつてゐる給与ベースは、五十六年度のベースのままでございまして、五十六年度以前に退職されてゐる方々のいま受給している年金の基礎ベースも、五十六年度給与ベースまできてゐるわけでございまして、そ

の限りにおいては全く同じベースの年金を受給していることになるわけでございまして。

ただ、五十八年度以降、現職の公務員が仮にベリアップが行われるといたしますと、その五十八年度以降の退職者の年金受給の基礎ベースと、五十七年度以前に退職した人たちの基礎ベースとの違いが出てまいりますので、そういう点につきましては、五十八年度の公務員のベースがどうなるかを見きわめた上で、五十九年度以降、他の年度の退職者とのバランスが失しないように、五十七年度退職者についても何らかの措置を講じていかなければならない、そういうことは考えておるわけでございまして。具体的には、そういった諸事情を考慮しながら今後検討されるものと考えております。

○部谷委員 終わります。

○田村委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 自治省は、今回の地方公務員共済組合法の改正が必要であるという理由の一つに、地方公務員共済年金財政が悪化をしております、このことを挙げています。そして、地方公務員共済組合全体では昭和六十九年に単年度収支が赤字になる、そういう試算をしていますが、今回連合会を構成することになる十四の財政単位ごとの年金財政の将来見通し、つまり試算はあるのでしょうか。そして、それぞれどのような試算になっているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○坂政府委員 十四の財政単位ごとの年金財政の将来見通し、試算のお話でございますが、これは非常にむずかしいことだと思ひます。保険数理的に妥当と認められる将来推計を長期的に行うために必要な基礎資料が得られる保険集団といたしましては、全国的規模の共済組合がございまして、その将来の見通しを申し上げますと、これもいろいろ条件がございまして、一応条件といたしましては、前回の昭和五十四年十二月の財源率再計算時の基礎資料により、それから組合員数は昭和五十三年度末で一定とし、給与改定率及び年金改定率は年五%、運用利回りは年六%、いろいろ

そういうような一定の前提条件を設けましていたしますと、地方職員共済組合につきましては、財源率を据え置いた場合には昭和六十六年度に単年度収支がマイナスになり、昭和七十五年度に積立金がマイナスになるであろうと見込まれます。それから公立学校共済組合は、やはり同じく昭和六十六年度には単年度収支がマイナスになって、積立金がマイナスになるのは昭和七十六年度ではなからうか。それから警察につきましては、単年度収支は昭和七十六年度ごろにマイナスになります。積立金はその後当分続いて底をつくことはない。それから市町村職員共済組合につきましては、全体といたしまして昭和七十一年度には単年度収支がマイナスになりますが、積立金はその後当分は続くという感じがございまして。

○岩佐委員 そうすると、他の地方公務員共済組合の将来見通し、これは自治省として把握をしておられないということなのでしょうか。

○坂政府委員 これは、試算いたしますにつきましても、非常に信憑性のある資料とかいろいろデータが必要なのでございまして、われわれとしては事務的には試算したものはあるようございまして、公の席で申し上げるにたえるような基礎数値のしかりしたものはなかなかできないということになります。

○岩佐委員 公の席でたえられないような資料しかないということになると、なぜ地方公務員共済年金全体の試算が行われたのか、それが可能なのか、しかもそれが一体信頼性があるものなのかどうか、そういう議論になってくるわけでありまして、けれども、一体、六十九年度に単年度収支が赤字になるといふ試算、これは本当に信憑性があるものか、ということが言えるのでしょうか。

○坂政府委員 もともと、年金財政の将来推計につきましては、その前提条件の置き方とか膨大な基礎資料の整理等非常にむずかしい問題があるわけでございます。特に地方公務員共済組合の中には保険集団として規模のきわめて小さいものがございます。そういうところにおきます職員

退職状況などが年金財政の動向に大きな変動をもたらすことにもなりますので、確実な見通しを持つことは特に困難でございます。いままでわれわれが申し上げておりますのも、その一定の条件を置きましておおよその見通しということで常に申し上げておるわけでございまして。

○岩佐委員 そういうやり方は非常にずさんである、無責任であるというふうに言わなければならぬと思ひます。

では、財源率を据え置けば単年度収支が六十九年度から全体に赤字になるということですから、これは全体であつて、十四の組合になつた場合にどうなるのか、そういう計算はあるのですか。

○坂政府委員 先ほど一番最初に御答申申し上げましたように、これらの中の全国的な組織を持つておりました基礎資料が個別にはつきりわかる、比較的つかまへやすい地方職員共済組合、公立学校、警察、市町村の連合会というものにつぎましての個別の事情は、最初申し上げたわけでございます。

○岩佐委員 いまの答弁はどういうことなんです、よくわからないのですが。

○坂政府委員 地方公務員の全体のおよその推計が一つございまして、それからただいま御質問がございまして、それでは十四の財政単位ごとにごうなるかわかるかという御質問でございます。その財政単位ごとの積み上げ計算をいたすことができません。ただいま申し上げました四つの組合が比較的そういう基礎資料が整つておりますので、それはいたしましたということでございます。

○岩佐委員 要するに、十四の組合を数えた場合に、それを計算した場合には正確な計算ができないということであるわけですね。つまり、アバウトの、わかつてゐるところだけで類推をしているということであるわけですね。

○坂政府委員 再々繰り返して申し上げてございせんが、いわゆる積み上げ計算ではこれは大変

な、なかなか計算できないわけでございますから、そこで全体の、一定の前提条件を置きました。推計をいたしますのが一つと、それから財政単位と申しますか、グループで比較的资料が整って計算しやすいものは、その個別の計算ができる、そういう事情でございます。

○岩佐委員 そうすると、今回連合会をつくることによっていわゆる単年度の収支が赤字になることを回避する、そういう確たる見通しを、現在十四の組合、積み上げもきちっとやっていない、アバウトな数字でもってやるのが一体できるというふうに考えておられるのかどうかですね。

○坂政府委員 今回の連合会をつくり、計算単位は、再々御説明申し上げましたように、計算単位を個別に、グループが小さいと、同じ給付内容でありながら成熟度の相違などによって掛金率に相違を来す、そういう不公平がある、そういうものを是正するという、保険グループを大きくして、そういう小さいものが不安定なものをなくすというのが主眼でございますから、全体をまとめたものは連合会をつくっても全く同じでございますから、その財政見通し、もしもわれわれの申し上げます粗い見通しが仮にそれであるとするなら、連合会をつくってもそういう意味の見通しは同じでございます。

○岩佐委員 そうすると、大臣に伺いたいのですが、結局、連合会をつくっても、国の負担率をふやすなどの抜本的な対策をとらなければ、この財政問題についてはいずれは同じ問題が繰り返して出されてくるわけですから、解決がされないということになるのではないのでしょうか。

○山本国務大臣 十四の組合はそれぞれ成熟度も違いますが、やはりそれぞれ事情が違いますが、ある程度のことだと思っております。そこで、先ほど来大変ずさんな計算ではないかというお尋ねがあります。これは計算自体、私も詳しいことはわかりませんが、せんけれども、しかし、そういう計算をするのは一つの数理計算で、やはり見込みであることは間違いないのですが、しかし、それにしましても、

自治省だけが変ずさんな計算でやっているのじゃないかと、こういうのはやはり一つのやり方があるのだと、そのやり方の一つとして計算をしたものだと思えます。そこで、じゃびしやり間違いないかとおっしゃられると、どこまで自信があるのか、こういうことでございますけれども、しかし、一応そういう計算をしまして、これは自治省としては当面自信のある数字になっておる、こういうことでございましょう。

そこで、申し上げたように、将来、六十九年度ごろには単年度収支でマイナスになる、こういうことでございますから、そういう見通しの上に立って、そういうことにならないようにするにはどうしたらいいかといういろいろな方策を考えなければならぬと思っております。それはまだ時間的ゆとりがあることでございますから、そういう事態にならないような方策をひとつ考えていかなければならない、こう思っておりますのであります。

○岩佐委員 大臣、いま私が伺ったのは、結局連合会にしても、その財政問題、単年度収支の赤字が先延ばしになるとかそういうことではないという答弁が自治省からあったので、それでは連合会にしたとしても、結局国の負担率をふやすなどの抜本的な対策をとらなければ同じようなことが繰り返されていくのではないのでしょうか、その問題について伺っているわけですが。

○山本国務大臣 連合会で調整をする限度はやはりあるだろう、しかし、連合会はそういう財源調整をしながら、そして赤字になる、マイナスになる組合にはそれだけの援助をしていくという形で全体が保険をされていくものであろう、私はこう思うので、それは連合会が連合会なりの役割をはたさなければならない、その任務を果たしていけるもの、こういうふうに思っております。

○岩佐委員 私、最初に申し上げたように、今度の法案の提案理由の主な柱として単年度収支が赤字になるということがうたわれているわけですから、それじゃ連合会になったらこの問題が解決されるのかということについて伺っているわけ

で、結局個々の組合の実情も公の席に出せないような数字でしかつかない。そこで、連合させたとしてもこの財政問題が解決されるということではないかということになると、一体何のための法案なのかという問題になるわけですね。そこを大臣に伺っているわけですが。

○坂政府委員 将来推計をいたしますのが非常に技術的にむずかしい問題でございますが、現に赤字を出している経理、そういうものはみんなはつきりしておるわけでございます。そこで、現に赤字を出している共済組合もあるわけでございまして、なぜ赤字を出しているかというところについて、その非常に大きな原因がその計算の単位が小さいということであれば、これは問題でございますし、そういう意味で、細かいグループに分かれた保険ではなくて、一つの大きなグループの保険の方が保険制度としてより安定的であるということと事実でございますので、そういうふうにいいたしたいというのが今回の法律の改正の趣旨でございます。

ただ、それだけでそれじゃ未来永劫に健全化するのか、そういうことではございません。これは公的年金制度すべてに通ずる問題でございますから、先ほど来御討議のありましたように、公的年金制度全般の問題を今後検討されるわけでございまして、その一環として地方公務員共済年金についても当然検討していかなければならないというところでございます。

○岩佐委員 ですから大臣、言っているのは、国の負担率をふやすなどの抜本的な対策をとらなければ、これはもう片手落ちである。つまり、連合会にすればそれで財政問題は解決されるのだということは非常に見通しがむずかしいわけですね。いまの話でも自信がないわけですね。だから、そこを伺っているわけですね。

味がある。ですから、連合会が連合会として、十四あるいは十六の組合が一つの単位になったときには、やはり連合会がそれだけの機能は十分発揮するもの、こう思うのであります。

○岩佐委員 幾ら伺っても、どうも大きければいいんだ、しかし大きければどういうふうにいいたというのがさっぱりわからない。そこにこの法案の筋を通してない欠陥があるのじゃないかというふうに私は思うわけですが、余り時間もたってしましますので次に伺いたいと思っております。

先ほどから議論になっておりますが、ことしの四月一日に公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定というのがされているわけでありまして。当然、この懇談会には大臣も御参加をされておられることだというふうに思いますが、その点、まず最初に確認をさせていただきたいと思っております。

○坂政府委員 公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の構成員に自治大臣は入っております。

○岩佐委員 この中で、地方公務員の共済制度の長期的な展望について、まず「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る」このことを五十八年度に実施をする。それが提案されている。これは、先ほど来再度議論をされてきている中で明らかになっているところでありまして。そして、最終的に「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」ということになっているわけですが、将来は地方公務員共済制度と他の年金制度を統合する、そうした方向を自治大臣が了承された、そういうふうに理解をしたいと思います。

○山本国務大臣 これは関係閣僚懇談会で決定したものでありまして、その一員として私もこの決定には参加をしたものであります。したがって、いまここに書いてあることについて、五十八年度までにやる措置、五十九年から六十一年度までにやる措置、それから七十年の最終目標、こう三段階に書いてあるこの内容について、その決定に私も参加した、こういうことでございます。

○岩佐委員 そうすると、将来は統合するけれども、当面は地方共済だけでやっていくということなのか、あるいは地方公務員共済は将来とも一本でいくということなのか。これも先ほどからいろいろ議論があったところでありまして、三、四月十日に地方公務員共済組合審議会が答申を出しているわけでありまして。この答申の中で「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」という指摘があるわけでありまして、この答申と「公的年金制度改革の進め方について」という関係閣僚懇談会の決定、これは矛盾をするものであるというふうに思うわけでありまして、自治大臣は答申を尊重されるのか、それとも、この一、二、三に分かれていて、七十年をめどに公的年金制度全体の一元化を完了させる、そういう決定の立場に立たれるのか、そのことを伺いたいと思います。

○山本國務大臣 まず、地方公務員共済組合審議会の御答申は、諮問内容が、地方公務員共済の今回の法律案の内容について審議会にお尋ねをした、それに対する御答申であります。ここに一、二、三項と三つございまして、先ほども申し上げましたように、三項は確かに「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、云々と書いてあります。ですから、私も、第三項の内容は将来にわたっても考慮していかねばならない問題であると思うのです。

そこで、関係閣僚懇談会の決定でございますが、これは昭和七十年までに公的年金を全体一元化する。そこで、地方公務員共済は将来は地方公務員共済として一つになる、それが今度は、いま共済あるいは年金は八つぐらいあったと思えますが、それが公的年金として七十年に一本化していく、そういう最後の目標に向かってこれから進んでいくものだと思うのです。その中に地方公務員共済は参加をしていくという形になるものだ、私はこう思っております。

○岩佐委員 そうすると、全体将来一元化を完了

させるという立場に自治大臣は立っておられるというこの理解でいいわけですね。

○山本國務大臣 私は、二十一世紀に向けての国民的な年金というものにしていくという考え方で、やはりそういう一本化は望ましいものだ、こう考えております。

○岩佐委員 しかし、そうしますと、三月十日の答申の三のところに「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」つまり、地方公務員共済の問題はいいけれども、ほかの年金との統合については問題がある、反対だ、どうもそういうふうには読めないわけでありまして、矛盾するのではないかとこのように思うわけですが、この点はどうももう一つわからない。答申は、地方公務員共済についての独自性、自主性というものを将来とも堅持すべきであるというふうに強調していると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○山本國務大臣 これは将来にわたって地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情を十分配慮し、ということでございますが、各共済組合にはそれぞれ沿革もあり、それぞれの制度の中身があるわけですから、それから、統一一本化のときもそれは尊重しながら、そして皆さんの各単位組合の合意を得ながらやらなければ一本化はできない問題だ、その際にこういう趣旨のこと、地方公務員共済としてはこういう沿革、事情がございますよということを主張することは、一本化の段階で言うて当然のことである。しかし、それが一本化に全く反対であって、全くこれが矛盾しておるということにはならない、私はこう思うのです。

○岩佐委員 今回、公立学校共済と警察共済を除いた理由について、職種が違ふということを除いたということが先ほど強調されてきているわけですが、結局、そういうことで除くということとは、統合という場合に非常に無理があるということを示している一面である、そういうふうな気がするわけでありまして、この公立学校

共済と警察共済の二つについて、先ほど大臣は、この問題については早晩統合するんだということをおっしゃるわけですが、その時期は、早晩と言われている、一体一年なのか二年なのか五年なのか、これはよくわからないわけ、それはどういう時期を考えておられるのか、もう少し具体的に御答えを伺いたいと思います。

○山本國務大臣 これは先ほど来もお話が出ましたが、私は、公立学校も警察もなるべく早く一本化してほしい、今回は十四の共済組合で統合いたしますが、なるべく早い時期に公立学校も警察も一本化をしてほしい、またそうするのが将来への段取りとしては適当である、こう考えております。

ただ、いまお話しのように、あと一年でやるのか五年でやるのか、もちろん五年というふうなゆっくりにしたことはありませんが、では一年以内にやるかと言われれば、そこまでは私も確たる自信は申し上げられない。しかし、なるべく早い時期に一本にしてほしい、一本にすべきだ、こう思っております。これは所管の文部省あるいは警察庁あるいはそれぞれの組合の御理解を得て、合意を得て実施すべきもの、こう考えております。

○岩佐委員 次に、今回の改正では、連合会の業務は長期給付に限定をしているわけですが、将来の問題として短期給付の事業あるいは福祉事業についても連合会で行うことを考えておられるかどうか、その点を伺いたいと思います。

○坂政府委員 今回設けます連合会における事業をいかなるものにするかということにつきまして、関係共済組合、共済組合関係者その他関係者の間で鋭意検討を続けてきたわけでございますが、結論といたしまして、長期給付に係る財源率の決定と長期給付積立金の管理を主体とすることが一番望ましいというコンセンサスを得ましたので、そのようにいたしましたわけでございます。

今後における連合会の事業につきましては、連合会の運営状況、各共済組合の事業の実施状況等いろいろ見ながら、関係者の御意見を十分に聞いて検討してまいりたいと思っております。

○岩佐委員 将来的に短期給付の事業あるいは福祉事業についても連合会で行う方向であるということですね。そこら辺はどうなんですか。

○坂政府委員 いえ、そういうことではございませんで、そういうものが必要である、ないといういろいろな御意見もあると思います。そういう御意見があれば、そういう御意見を関係者の間で十分煮詰めて、いろいろ検討してまいることが必要であらうと考えております。

○岩佐委員 そうすると、これについては結論として、いまのところ別に将来の問題としてこういう方向があるということではない、今後関係者の間のいろいろな話し合いによって決まっていく、つまり、それは連合会に入れないかもしれない、そういう方向もあり得るということであるわけですね。

○坂政府委員 現在ははっきりしておりますのは、御提案申し上げておりますように長期給付に關するものでございまして、その他の事業については必要か必要でないかということとは白紙状態でございまして、この連合会の性格上、関係者の間でいろいろな議論があれば、その議論をそのときにおいて検討すべきであると考えております。

○岩佐委員 長期給付にかかわる財源率のことについて伺いますが、現行財源率はどういうようにして決められているのでしょうか。

○坂政府委員 現行財源率の決め方でございますが、少なくとも五年ごとに自治大臣の定める方法により財源率の再計算を行いまして、その結果、保険数理に基づいてやられました財源率は、各組合あるいは連合会の運営審議会または組合総会等における手続を経まして定款によって定められ、そしてその定款の内容に基づきましては主務大臣の認可を受ける、そして効力を生ずるとい、手続はそういうことでございます。

○岩佐委員 そうすると、少なくとも現状は、各組合が年金財政の状況に応じて、あるいは職員の構成状況に応じて自主的に決めているということ

になっているわけですね。

各組合の現在の財源率はどうなっているか。地方職員、公立学校、警察、東京都、それから指定都市の内訳、市町村、都市、これについてちょっとお答えいただけますでしょうか。

○坂政府委員 この場合、数字でございまして、福利課長の方から御説明します。

○秋本説明員 お答えいたします。

長期給付の財源率は、現在十六の財政単位ごとに定められているわけですが、千分の百二十一から千分の百二十六までの枠の中にございまして、地方職員共済組合、これは道府県の職員の共済組合でございまして、この場合千分の百二十四・五、公立学校も同じく千分の百二十四・五、警察につきましては、一般の組合員とそれから年金の給付に際しては特例措置のございまして警察の組合員については区別されておりますが、一般につきましては千分の百二十五・五、特定警察組合員につきましては百三十九・五、東京都の共済組合は千分の百二十一・〇、札幌市千分の百二十二・五、川崎市千分の百二十三・五、横浜市千分の百二十三・五、名古屋市千分の百二十五・五、京都市千分の百二十六、大阪市千分の百二十五・五、神戸市千分の百二十五・〇、広島市千分の百二十四・〇、北九州市千分の百二十六・〇、福岡市千分の百二十五・〇、市町村職員共済組合につきましては、全国四十七の組合でもって一つの連合組織をつくっておりますが、この場合千分の百二十三・〇、都市職員共済組合につきましては、三十の組合でもって一つの連合組織を持っておりますが、この場合千分の百二十四・〇、以上でござい

ます。

○岩佐委員 現状では一番低い東京都が百二十一である。それから一番高いところが京都百二十六、それから北九州が百二十六と、そういう差になっているわけでありまして、今度の五年に一回の財源率の再計算、これが来年の五十九年の十二月に行われるということでありまして、これも、この再計算によって、百二十一と百二十六の

現在の差、これが一体どのくらいの差になるのか、そういう試算はしておられるのでしょうか。

○坂政府委員 五十九年十二月現在において現在の財政単位を前提として再計算をするというなるかということではございますが、現時点ではその計算結果の明確な予測は困難でございまして、各財政単位における組合員の現況と退職の状況、年金受給者の発生、失権等の状況が財源率に大きく影響を与えますこと、それから年金財政を判断する目安としての退職年金受給者の成熟度、それから収入支出の割合である収支比率、それから支出と積立金の割合である積立比率等を各財政単位別に見ると、かなりのばらつきが生じておりますので、この財源率の差は相当程度の格差がさらに生ずるものと予測されます。

○岩佐委員 かなりの差というのは、その試算が一体あるのでしょうか。あるのだとしたら、そのかなりというのはどのくらいの差になるのかということをお示しをいただきたいと思ひます。

○坂政府委員 この試算は非常に膨大な資料と膨大なあれがかるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、ですから明確な予測は困難でございまして、財源率を左右するいろいろな要素があるわけでありまして、そういう要素を判断いたしますと差が大きくなってくる、成熟度をとつても大きくなってくる、そういうことでござい

ます。

○岩佐委員 そうすると、連合会をつくることになれば、財源率は一体どのくらいになるというふうな試算をしておられるのでしょうか。

○坂政府委員 連合会を設立いたしますと、連合会加入の組合の財政単位は一元化されまして、その財源率は昭和五十九年十二月の再計算の結果に基づき定められることになりまして、その再計算におきましては、最近数年間における組合員の現況、退職の状況、年金受給者の発生、失権の状況、年金の状況等の実績を基礎としてこれは計算することになるわけでありまして、そこで、これから計算するわけでありまして、現在どう

いうふうになるだろうかという予測はきわめて困難でございまして、年金受給者の成熟度は年々高まっておりますが、事実でございまして、それから平均余命も次第に延びてきております。それから、毎年行われました年金改定に伴う積立金の不足額が相当多額に発生しているということから見まして、これもアバウトな話でまことに申しわけございせんが、財源率の引き上げは必要になるというふうな考えております。

○岩佐委員 現行制度で再計算をするより、連合会をつくった方が組合員にとって利益になるのかどうか、つまり、引き上げ幅は連合会をつくった方が少なくて済むのだという数字が一体あるのかどうかという問題、これは膨大な資料になるということを先ほどからいふようなケースで言われるわけですけれども、一元化、統合される方にしてみれば、つまり組合員の一人一人の皆さんにとつてみれば、一体自分の負担がどうなるのかということとは非常に重要な問題であるわけですね。ですから、そのところはやはりはっきりとさせるのが筋であるというふうに思ひます。たとえば一番高い北九州市あるいは京都、これは先ほど申し上げたように千分の百二十六でございまして、この組合の場合には連合会をつくることによって下がる状態になるのかどうか、その辺はいかがでしよう

か。

○坂政府委員 具体的に下がるか下らないかということになりまして、これは正確な計算が必要だと思ひますが、考え方としては、全体をプール計算するわけでありまして、そのプール計算した平均値というものが、もしも所与の条件に変化がなければ、プール計算したから下がるか、そういうことにはならないと思ひます。つまり、再々申し上げておきますように、一人一人足らずの小さな保険グループというものは保険制度としても非常に不安定なものでございまして、そういうようなものをなくして、そして社会保険方式として安定化を得ること、それから、それから給付の方は法律で画一的になっているわけでは

ございますが、たまたま所屬している保険グループが小さいために成熟度が高くて保険料が高くなるとかあるいは逆に安いということ、相互扶助の精神に基づいてお互いに均等して公平化しようというのが趣旨でございまして、それによって下がるとかいう、そういう性格のものではないと思ひます。

○岩佐委員 結局、将来のことは数字的に何もわからないということになるわけですね。これはこの場合にもやはりいふん無責任な話だということに私は思ひます。いままでは自分たちの組合の実情に合わせて財源率を決めてきたわけですね。これが、今度連合会ができることによって自主的にできなくなる。自主性が損われるわけですね。しかも、運営審議会の委員の半分は組合員から出すとしても、当然個々の組合員に対するきめ細かな配慮、これは大変少なくなるといふふうに予想されるわけですね。また、積立金のプールにしても、その運用利益はこれまで各組合で自主的に利用されてきたわけですね。つまり、自主的に利用できてきたわけですが、今後自主的に利用できなくなるといふふうなことになるわけですから、これも組合員の利益を守る上で大変大きなマイナスになるわけですね。

たとえ東京都の場合には、最高一千万円、共働きの場合には二千万円を限度として住宅貸し付けを行つてゐる。こうした従来の福祉厚生に充てていた資金運用に、今後連合会をつくることによって大きな制約がもたらされることになるわけですね。これも地方の皆さんからすれば、大分東京は住宅貸し付けがいけないではないか、そういう話があるかもしれないけれども、大都市圏に住んでいる住民にとっては、住宅の問題というのは非常に大きな問題であるわけですね。これはまさにその組合が持つ特殊性であるわけですね。

こういう問題も結局将来的に連合会になることによつて無視をされていってしまうというふうなことになるわけ、将来的に、連合会が設置をされることによつて自分たちの財源率が一体どうな

点だというふうに思います。

次に、連合会の運営の方法についてちょっと伺いたいと思います。

連合会の運営方法として運営審議会方式をとって、委員の数は二十二人、当面十四名としていますが、運営方法としては組合会方式という要望もあったというふうに思いますが、なぜ運営審議会方式をとったのか、委員は二十二人以内としたのはなぜなのか、その点、伺いたいと思います。

○坂政府委員 地方公務員共済組合連合会に運営審議会方式を設けることとした理由は、現在、運営審議会方式は、全国的な組織でございまして、地方職員共済組合あるいは警察職員とか、そういう共済組合等におきましてとられている方法でございまして、その運営審議会方式によりまして組合の運営につきまして十分その機能は発揮しておりますので、制度としても定着しているというところがございます。そして、組合会を仮に置くこととしますと、その議員の選出のために三百二十万人の組合員による何らかの選挙を行わなければならぬという技術上の、事実上きわめて困難な問題があるという点から、いろいろの御議論はございましたが、結論といたしまして、連合会の運営については、各組合等の意向を反映させるための機関としては運営審議会方式が適当であると考えられたわけでございます。

それから、運営審議会の委員の数でございますが、連合会を組織する組合や組合員の意向が連合会の運営に適切に反映されることを基本といたしまして、任命側委員と職員側委員の別に、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合、すべての都市職員共済組合、このグループごとに、それぞれのグループの組合員数の規模も勘案しながら相応数の委員を任命できるように配慮したわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、出発に当たりましては警察、公立学校の二つが加入いたしましたので、運営審議会の定数は二十二名で

ございますが、さしあたっては十四名以内というふうにいたしましたわけでございます。

○岩佐委員 そうすると、少なくとも現在の財政単位ごとの組合からは、代表が必ず委員として任命されるということになっているわけですか。

○坂政府委員 いや、財政単位の中で非常に問題であるという小さな財政単位でございまして、つまり指定都市でございまして、指定都市は一つずつだとは大変でございますが、これは全体で一つでございます。

○岩佐委員 それから、最後に伺いますが、一昨年の行革特例法によって、地方公務員共済法に基づき国が負担すべき金額について五十七年度から五十九年の三年間その四分の一をカットすることになり、現在もそのままでございまして、四分の一のカットについては、六十年以降は約東どおり負担するかどうか、その点を伺いたいと思います。

○坂政府委員 御質問のございました行革特例法によりまして四分の一のカットでございまして、これにつきましては、同法におきまして、国及び地方公共団体は、将来にわたる地方公務員共済組合の長期給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国家公務員共済組合に対して国が講ずる措置に準じて減額分の払い込みその他の適切な措置を講ずるといふことになっておるわけでござい

ます。また、これを審議いたしました国会におきまして、大蔵大臣の御答弁に、特例適用期間中は年金財政の安定が損なわれないようにする、また、国の財政状況を勘案しながら減額分の繰り入れその他の適切な措置を講ずる、この場合、利子相当分はその他の適切な措置の中に含まれると考えておるといふような御答弁があったわけでござい

ます。したがって、地方公務員共済組合に対しまして削減分の取り扱いにつきましては、このような経緯を踏まえるとともに、国家公務員共済組合に対する国の措置状況等を見ながら適切に対処してまいりたいと考えております。

○岩佐委員 支払い方法ですけれども、六十年に一括して払うのか、それとも分括をされるのか、あるいはこの間の利子についても当然組合が運用したであろう利率でもって支払うべきだというふうに思いますが、この点についてはいかがでしようか。

○坂政府委員 私の方から御答弁申し上げるのは、なんでしょうが、われわれといたしましては、ただいま申し上げましたような経緯がござい

ますから、国家公務員共済組合に対して国が措置をするはずでございまして、その措置と同じように、それに準じて措置したいと考えております。

○岩佐委員 自治省としては独自に、たとえば利子について当然支払われるべきであるというような立場に立つのかどうかということもあるわけですね、その辺はいかがなんでしょうか。

○坂政府委員 そういう点につきましては、われわれといたしましては国家公務員共済組合に対する措置と同じように、やはり準じて地方公務員共済組合の方も考えられるべきであろうと考えております。

○岩佐委員 そうすると、その点は独自性は持たれないということになるわけですね。時間が来ましたのでこれで終わるわけでありまして、先ほど大臣も、今後の問題について十分いろいろな意見を聞いて配慮をされていくというところであるわけですが、私も、この問題については基本的にかなり無理をしてやっているといるというところを感じているわけで、臨調路線に基づいたこういう法案というのは、本当に大急ぎで審議をし、そして決定をしていくべきではないというふうに思っています。

○山本國務大臣 なかなかこういう問題はそう簡単に進まないもので、各方面の御意見を伺いながらやらなければならぬ。今回のこの問題にいたしまして、少なくとも一年半以上かかっている。ですから、さき一年以内に警察、公立学校

をやるのかというお話がありました。そう短兵急にはなかなかやれない問題でございまして、これは私もそれだけのメリットのあることをやるのでございまして、慎重に考え、各方面の御理解を得ながらやっていきたい、こう思っております。

○岩佐委員 終わります。

○田村委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 けさ十一時から、この委員会では扱っている法案についての委員と自治省当局とのやりとりをお聞きして、一体この法案は何をねらっているのか、全くわからない。何のために連合会をつくるのか、これもわからない。言ってみると、財政単位を縮小して大きくする、これだけども、それだけなんです。一向わからぬですね、頭が悪いから。聞いていられぬほどわからなくなる。いかがですか。

○坂政府委員 今回御提案申し上げておりますのは、地方公務員の共済年金に關しまして、共済年金は社会保険方式をとっておるわけでございまして、その基礎になります財政規模と申しますものが十六に分かれ、しかもその中に非常に小さなものもある。小さいがために成熟度に相違が出たりいたしまして、一方、給付の方は法律をもって地方公務員である限り同一でございまして、同じ給付を受けながら年金財政の単位が小さい、大きい、あるいは所属しているところによって負担が違ふという不公平なことは非常に不公平でござい

ます。そういう不公平さをなくすということ、それから、保険方式をとるのにそのような小さな保険グループでは非常に不安定である、これを安定化するということが現在の地方公務員の共済年金の現況から見ても必要であるということから、この連合会方式をとらしていただきました。そのほか定年制に伴う特例とかございまして、主眼はそういうことでござい

ます。○細谷委員 余り時間がありませんから、私がポイントと思つてるところを申し上げるわけで

す。

どうも大臣、本当のところの腹を言えないんじゃないですか。連合会というのができる、その連合会というのは長期の財政調整作業をやる、それから短期についての財政調整作業をやるというところでしょう。それだけですね。そして、その連合会には公立学校の先生方のもの、警察職員というのはいらない。これは一年ではできぬだろうけれども、五年以内にはできるだろう、これは大臣が言っているわけですね。それだけの仕事なのに、二十何人かの審議会の委員を置いた連合会というのを、全国が頭につきまね、そういうものをつくる必要があるのかと私は思うのですよ。当初問題になっておりましたように、それならば、財政調整するだけですから、あえて連合会などつくらぬで、基金構想みたいなものをつくってお互いに融通し合えば、これはできるでしょう。どうですか。連合会なんというのは無用の長物ですよ。あえて連合会をつくるのは何かねらいがあるのではないかと、そう思わざるを得ないのですが、いかがですか。

○坂政府委員 長期給付の年金財政の調整を行うというのが連合会の大きな仕事でございますが、それと同時に、もう一つ大きなのは、給料との掛金の割合でございますが、これを決定する。それから短期の方は、先ほど御説明いたしましたように、いたしません。それでございまして、単なる金が集まって、それが基金で、何かその利息で調整するというだけの仕事ではございまして、やはり非常に基本的な掛金率を決めるというふうなものでございまして。

それから、連合会そのものは、名称の問題でございまして、いまでも国家公務員連合会あるいは市町村職員の方も連合会と、共済制度にはこの連合会という組織はなじんでいるわけでございますので、連合会を設けさせていただきたいということになっております。

○細谷委員 この問題について、それぞれ生い立ちが違ふ、だからなかなか一遍にできないのだ、こ

う言っているのですよ。生い立ちが違ふものを、これはねらいとしては国家公務員と公共企業体、しかもそれはねらいは国鉄の年金の赤字というのを、パンクするのを何とか防ごうという形で、一方的に犠牲を強要しつつあの法律が出ているでしょう。同時にこれが出てきたのですよ。ですから、一見違ふようでありましても、関係があるのではないですか。どうなんですか。はつきり、ないならいってくださいますか。そういう意味において、将来連合会というものを学校の先生方や警察官も入ってもらい、そういう形で地方公務員の大きな財政単位をつくらせて対応していくのだということであればわかるわけですね。でも、一遍に出てきた。関係ないようでは、あるようでは、はつきり、ないと言いますか、今回のものは、どうなんですか。それでは今後どういうふうなタイムスケジュールでやるかということについては、一向明らかになっていないでしょう。多くの時間がありませんから、簡明瞭に言ってください。

○山本國務大臣 スケジュールは一通り、先ほど五十八年度段階でやるという少し粗っぽいといいますが、おおよその見当かもしれませんけれども、五十八年度ではこういうことをやる、二つのことをやる、二つについては今回法案を出して御審議を願っている、五十九年度から六十一年度にかけてはこういうことをやります、七十年年度は公的年金を最終目標として一本化したい、こういう一通りの目標は決めておるわけです。そこで、地方公務員についてはどうする、どういうタイムスケジュールでやるのだ、こういうことはあると思うのです。

そこで、私もまずは第一段階でこういう連合会組織、大変小さい、特に指定都市なんか小さいのが十ばかりあるのですから、やはりそれらは少し大きな単位に、連合会組織のもとに参加してもらおうということが必要であらう、そしてなるべく早い機会に警察もあるいは公立学校も参加して、そして地方公務員一体となって、そして今度

は国公との関係が私は当然出てくると思うのですね、同じ公務員として。それからまた、そのほかのいろいろな共済組合あるいは年金との関係が出てきて、そして全体として七十年度の公的年金一本化の目標に向かって進んでいく、そういう一つの、余り細かい何年にどうする何年にどうするまでは言っていないけれども、おおよそのスケジュールは私はそれでのっておるのではないかと、こう思っております。地方公務員共済もそれに將來はのっていくべきものであらう、こう思っております。

○細谷委員 地方公務員共済もそれにのっていくということになると、先ほど来議論がありました。地方公務員共済組合審議会の答申の中に「国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想がある」とすれば、それには反対である。こう言っています。そういう「構想がある」とすれば、「審議会は心配しておるわけですが、それには反対だ」と言っておるわけですか。そうすると、そういう構想があるわけですか、大臣。いまは具体的に明らかになっていないけれども、地方公務員共済組合を参加させる構想が一元化の中の重要な柱としてある、こういうことを大臣はおっしゃっているのですか、考えておるのですか。

○山本國務大臣 その文章のところは一体どういってお考えか、私もわかりませんが、今回の国公と公共企業体との共済組合の一体化という問題に地方公務員が同じように今回参加するということについてはちゅうちょをする、そういうお考えでその文句が出てきた、私はこう理解しておるのです。

○細谷委員 本会議のときもいろいろありました。その歴史がある。その歴史に対しては国の責任もある。個々の組合の責任もあるかもしれない。そういう問題の解決を前提とせぬで、一つのがあれが赤字だった、だからひとつ財政規模を大きくしてやり抜こう、それでできなくなったらひとつこれとこれを合わせてやらう、そういう構想

の一環として連合会方式というのが出てきているわけですから、これはやはり問題だ。いまのところはそういう関係はありません、そういうことをはっきり言ってもらわねと、この法律案の処理はできませんよ。大臣、いかがですか。

○山本國務大臣 それはただいまの第三項にも、組合の従来の沿革なり特色あるいは内容というものがあつてから、それを尊重しながらやっていくという方針はうたわれておる。そういうことを考えたから地方公務員の全体の一本化というものを考えていく、その間には矛盾はない、私はそう思っております。

○細谷委員 時間がありませんから、赤字が出た、その赤字についての究明なしに黒字のところをくつつけて急場をしのご、そういうやり方については絶対反対だということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、いままでも質問がありました。幾つかの問題点について、ちょっと補足的に質問をしておきたいと思ひます。

去年も問題になったわけですが、共済の基金というのを今度問題の連合会が管理するわけですが、これも、この連合会の管理する資金の運用というものを考えてみますと、たとえば四十五年、五十年、五十六年、この辺を見てみますと、明らかに組合員の福祉関係、こういうものにウェイトを置くべき資金の運用が、運用の利益というものを追求する余り、あるいは来年あたりはかなりの資金不足というのを予想されておるから、そういうことを考えますと、四十五年には五十一組合員の福祉関係に資金が流れておったのが、今度は四十六%に下がっております。だんだん福祉関係の資金のシェアが少なくなっている、追ひ詰めておる。そうしますと、五十九年あたりは大変な資金不足が生ずるわけでありまして、財政局長来ておられますけれども、交付税の借入金ももう借り入れできないようになってしまふのじゃないかというのを心配する人もおるぐらいでありますから、いよいよ心配になりますね。現にだんだ

んシェアが圧迫されてきている。そこへ持つてきて今度は来年度の厳しき、そして連合会というのができまして、そしてある意味で基金の民主的な管理、地共済の意見、組合員の意見というもののからちよつと遠くなつていく、こういうことになりまして心配になりますが、心配がありませんと言ひ切れますか。大臣、どうですか。

○坂政府委員 各組合の地共済全体におきます資金の運用状況は先ほど先生の御指摘のとおり傾向を示しておりますが、今回連合会をつくつたために不都合なことが起こるかという御質問でありますれば、先ほど来申し上げておりますように、拠出したしませんがこの一号資産のうちの地方債、公営企業債取得分に相当するものでございすから、そのような連合会設置が原因となつて不都合が生ずるということはないと思ひます。

○細谷委員 シェアを福祉ということに追ひ詰めるのじやなくて、やはり拡大する方向に資金運用をする、こういうふうな受け取つてよろしいですね。

○坂政府委員 御質問の趣旨がちよつとあれでございしますが、連合会に拠出させますと、その拠出された拠出金を連合会が地方債等に運用したすわけでございます。その地方債等に運用させるために拠出する分は、各組合におきましてもともとのために充てる部分の中でございすから、それと別に各組合において福祉関係の事業にどの程度の資金を今後充てるかという問題につきましては、一応一号資産、二号資産、三号資産と分けましてその運用の基準を定めておるわけでございますが、さらに住宅の貸し付け等ございすので、特例の承認制度なども設けてやつておるわけでございます。

○細谷委員 やはり福祉というところにウェイトを置いた運用をしていただきたい。一般的ないままでの傾向を見ますとそれは漸減する傾向にあるからということで、警告を申し上げているわけですから、もう時間が迫つておりますから、大

臣、今度は市町村共済と都市共済とを一つにして、そして市町村共済連合会というのでございすわけですね。そういう連合会をつくらうとしておるやきさき、その短期の事務費についての市町村共済と都市共済に対する財政措置が違ふのです。違ふということはおわかりですか。公務員部長、知つていますか。ちよつと申し上げますと、市町村共済の方は交付税で裏づけしているわけですが、五十八年度は一人当たり七千四百四十円。ところが、都市共済の方は健康保険組合ですからその半分になっているのです。今度は同じ市町村連合会に入るのに区別するということもおかしな話でしょう。これは差別ですよ。金額が多い、少ないじゃない。いかがですか。

○坂政府委員 都市の中には健康保険事業で医療給付を行つておるところがございすが、その健康保険事業で行われております場合には、その事務費につきましては健康保険制度において措置されてゐるわけでございます。そして、健康保険法第七十条によりますと、事務費につきましても規定は国庫が毎年度予算の範囲内で負担するものと規定してあるわけでございます。そこで、健康保険組合を組織しております地方公共団体の職員に係る共済組合につきましても、短期給付に係る事務費は財政措置をする必要がないわけでございます。そこで、そこで交付税の算定上これが一律に措置されることになりましますのでその分を調整しているというところで、短期給付については短期給付のルール、健康保険組合については健康保険組合のルールにおいてそれぞれ事務費の公費負担と申しましか、負担をするという考えでございます。

○細谷委員 厚生省、おいでいただきたい。健康保険、いわゆる健保の方ですね、健保組合を持っておりますのはどのくらい補助金を出しているのですか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。健保組合につきましても、単一組合というものがございすけれども、これにつきましても五十八年度予算で一人当たり年額二百八十一円の事務

費を出しております。

○細谷委員 五十八年度は三百十二円ではないですか、予定は。違いますか。負担金は三百十二円じゃないですか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。健保組合の事務費の単価といたしましては、先ほど申し上げましたように二百八十一円出してあります。

○細谷委員 そうしますと、そのくらいの金額ですと、短期だということになると一年間に事務費が三千七百円程度なくちやいかぬわけですが、それはいいわけですが、片や交付税で完全に長期も短期も事務費は裏づけられておる、ところが、健保組合をつくつておられますと、長期の方の事務費をもらへるけれども、短期はもらへない。したがって、半分に削減されておる。しかもそれは八月の算定段階ではきちんと区別しないでやつて、十二月の特別交付税段階で減額ルールで減額しているわけですね。これはちよつとおかしいと思ふのです。大体補助金、その補助金について需要額を見てやる、こういうことになりましますと、金額は小さいやうですけれども、やはり等しからざるところに問題があるわけですから、あえて私は指摘しているわけですから、財政局長、どうですか。

○石原政府委員 共済組合の事務費につきまして、通常の市町村を標準団体として想定しておりますから、通常の市町村の単価は、先ほど公務員部長から答弁しました五十八年度の場合ですと七千四百四十円、これを一律に計算しております。おむねその半分程度が短期給付に係る事務費であらうと考えておるわけですが、

ところで、健康保険組合を組織している団体の場合には、短期給付の事務費は健康保険法の規定によつて国庫が負担する、たてまえとしてそのやうになつておる。したがって、普通交付税上一律に措置した方が健康保険組合を組織している団体についてはたてまえとして要らないはずである、過大算定になつてゐる、こういう考え方では特別交

付税の際に減額しているところであります。このやうな扱ひは、昭和三十八年、現在の共済組合制度がスタートしたときからそういう扱いをしておりまして、考え方として、交付税法十六条の規定で、一律的な基準財政需要額の算定が個々の団体について基準財政需要額の算定過大になつてゐる場合にはこれを減額要素として扱うという規定がありまして、その規定を適用して減額をしてゐるわけであります。その場合に、当時は、法律のたてまえとして、必要な事務費は国庫が負担するといふたてまえになつておりましたから、要らないはずだといふことで減額措置を講じてきてゐるわけ

です。

ただ、いま厚生省の方からも御答弁がございしたやうに、現実にはその間にかなりギャップがあるやうであります。したがって、そのギャップを交付税の方の手当てで埋めるべきなのか、もとの健康保険法の方で改善すべきなのか、この辺の議論が残ると思ひますけれども、現在の私どもの扱ひは、法のたてまえに沿つて本来これらの事務費は国庫の負担に属するものであるといふことで算定上減額してゐる、こういうことではござい

す。

○細谷委員 必要な額については厚生省が見なければならぬ、こういうことになつておりますね。なつておりますけれども、厚生省も医療費の問題についてはかなり厳しい査定を受けて、国民健康保険の事務費を初めとしてこういうところの事務費まで圧迫を受けておる。言つてみましますと、自治省が交付税で需要額として見てゐる分の十分の一程度の補助しかないのでございす。ですから、自治省の方としては、それは厚生省の責任だから厚生省に持つてもらへ。それは言つても、厚生省としてはなかなかそれに対応できない。ところが、片や交付税措置の方では、補助金で見ているはずだから見る必要はないといふことで交付税はカットした。そのために一人当たり四千円ぐらゐの需要額は短期の分は完全にゼロに落とされてゐるというところは、やはり問題があると思ふのです。

付税の際に減額しているところであります。このやうな扱ひは、昭和三十八年、現在の共済組合制度がスタートしたときからそういう扱いをしておりまして、考え方として、交付税法十六条の規定で、一律的な基準財政需要額の算定が個々の団体について基準財政需要額の算定過大になつてゐる場合にはこれを減額要素として扱うという規定がありまして、その規定を適用して減額をしてゐるわけであります。その場合に、当時は、法律のたてまえとして、必要な事務費は国庫が負担するといふたてまえになつておりましたから、要らないはずだといふことで減額措置を講じてきてゐるわけ

です。

ただ、いま厚生省の方からも御答弁がございしたやうに、現実にはその間にかなりギャップがあるやうであります。したがって、そのギャップを交付税の方の手当てで埋めるべきなのか、もとの健康保険法の方で改善すべきなのか、この辺の議論が残ると思ひますけれども、現在の私どもの扱ひは、法のたてまえに沿つて本来これらの事務費は国庫の負担に属するものであるといふことで算定上減額してゐる、こういうことではござい

す。

○細谷委員 必要な額については厚生省が見なければならぬ、こういうことになつておりますね。なつておりますけれども、厚生省も医療費の問題についてはかなり厳しい査定を受けて、国民健康保険の事務費を初めとしてこういうところの事務費まで圧迫を受けておる。言つてみましますと、自治省が交付税で需要額として見てゐる分の十分の一程度の補助しかないのでございす。ですから、自治省の方としては、それは厚生省の責任だから厚生省に持つてもらへ。それは言つても、厚生省としてはなかなかそれに対応できない。ところが、片や交付税措置の方では、補助金で見ているはずだから見る必要はないといふことで交付税はカットした。そのために一人当たり四千円ぐらゐの需

要額は短期の分は完全にゼロに落とされてゐるというところは、やはり問題があると思ふのです。

これはまあここで決着はつけないにしても、財政局長もその後の乖離というのが非常に大きくなったという事は認めているわけですから、これはやはり何らかの対応していただかなければ、法律は連合会はつくったわ、そして都市共済と市町村共済は一緒にしたわ、しかし取り扱いは別だよ、そうするとねらいはまさしくどこかにある、こういうふうな頭を回転せざるを得ないことになると思うのです。どうですか大臣、これは厚生大臣とも打ち合わせてこの辺はやはりきちんとしてやらぬと、連合会ができて一つにまとまるわけですから、足並みをそろえさせなければいけません。いかがですか。

○伊藤説明員 先ほどのお尋ねは単価のお話でございましたので数字だけ申し上げましたけれども、これはもう先生御案内のとおり、経緯的に申し上げまして、昭和三十一年に地方公務員等の共済組合法ができました際に新たな制度が発足したわけですが、この時点ですでに健保組合になっておいたところもたくさんあるわけでございますけれども、これをどうするかということ、経過措置といたしまして、当時の健保組合の組合会というものがございまして、そこで存続するかしないかという御判断をされて、健保組合としてもうやめたというふうにお申し出がない限りは存続するという形で、いままで三十九の組合が残っておりますわけです。

いわば三十九の組合が組合の意思という形で健保組合としてきておるわけですが、健保組合全体の問題といたしまして、私も市町村健保組合だけを特別に扱うということとはなかなかむずかしいでございます。先ほど申し上げました単価は七百の全組合に適用しているものでございまして、この単価のアップについては漸次改善を図ってきたのですけれども、ここ数年財政事情も非常に厳しいし、特に臨調答申では自助努力をせよというふうなことでございまして、補助金のアップというのはなかなかむずかしいという状況でございますので、その辺、御理解を賜りたいと思

います。

○細谷委員 むずかしいことはわかるのですよ。これはわざとだけれども、国民健康保険の事務費を完全に見るといったら、あるいはほかのものがありませんから、これは莫大な金になりますから。そうしますと、大きな金に比べれば不平等なものを直すというのは、少なくとも理論上は、補助金は三百円ばかり出ているわけですから四千円との差額を見てやればいいけれども、一つの連合会ができたのに、片や交付税と補助金、片や交付税というのちよっとおかしいと思うのです。これはやはり何とかきちんと整理していただかなければならぬと思うのですが、いかがですか、大臣。

○坂政府委員 地方の職員につきましては健保組合をつくっておりますが、先ほど厚生省から御説明のありましたように、経過的な、全体としては例外的な措置でございまして、われわれといたしましては、地方公務員の医療給付につきましては一応共済組合の短期給付の制度で行うのが本筋であると考えておりますが、各関係組合におきましては、過去のいきさつが、いろいろなことでございまして、健保組合をやっておるような状態でございます。これはむしろ制度の経過的なものであるというふうなことでございまして、

○細谷委員 大臣、議論がありますけれども、一つの連合会というものが今度法律でできるわけ、そのための法律でしょう。その中に入っているメンバーに交付税の措置が違ふというのもおかしな話ですから、きちんとしたいたしたい。いかがですか。

○石原政府委員 ただいまの点は私も大変扱いに苦慮している点でございます。というのは、先ほど御答申申し上げましたように、法律上のたてまえとしては、健保組合については健康保険法七十条の規定によって事務費は国庫が負担すると書いてある。そういうたてまえになつて、ところが、現実には実態との間になかなか大きな乖離がある。私も、一般的に、国庫の補助金、負担金等についていわゆる超過負担がある場合に

は、その超過負担の超過分を是認して交付税措置をするのではなくて、もとの方を直してほしいというところを繰り返して各関係にお願ひする、そして、もとの直つたことに伴う理論負担は私の方は幾らでもつきます、こういうふうな姿勢でござい、るものから、この健保組合の事務費の実態とのギャップの問題について現実の姿をそのまま追認するというのが、私どもが日ごろとっている姿勢との間に矛盾がないのかどうか、こういうふうな悩みも実はあるわけでございます。

また一方、今度新たな制度の改正が行われまして連合会ができる、こういうふうな事態にもなつておるようでございますから、いずれにしても、私どもの基本的な姿勢とそれから法改正に伴う新しい事態との間でどのように対応をしたらよいのか、関係省庁あるいは部内でも行政局などもよく意見を交換してみたい、検討してみたいと思

○細谷委員 まあ、両省の間のけんかの問題じゃなくて、論争の問題じゃなくて、受ける自治体はやはり等しいことを受けるというのが制度のたてまえですから、その辺はひとつ大臣、頭に置いて解決してください。

それから、短期の問題にもいろいろありますけれども、もう時間が来ますから質問はこれで終わりますが、短期の問題についてもかなり心配する点があるということだけを申し上げます、私の質問を終わります。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、賛成であります。念のため、わが党の考えを申

し述べておきます。

わが党は、かねてから年金制度の充実を図り、老後の生活の安定の確保に努めてまいりました。そして、年金の官民・官々格差等の是正を図るとともに、現在ばらばらになつてゐる年金制度を一元化するため、国民基本年金構想を提唱するなど年金に対する主張を申し上げてまいりました。

今回の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、こうしたわが党の主張しておる年金の一元化の方向にあると思われるものであります。しかし、このように年金の統合、充実が叫ばれている今日、政府はいまだに年金制度の将来像も明らかにしていない点は、なお論議のあるところと考へます。

本改正案は、地方公務員共済年金制度の特殊性に基づくものであるとされておりますが、公立学校共済組合と警察共済組合の二共済が除かれており、不十分なものとなっております。

なお、わが党は、政府が公的年金制度の将来像を早急に明らかにするとともに、年金統合の具体的なスケジュールを示し、年金制度充実を努めることを強く要求いたします。

本法案に賛成はいたしますが、さきに述べた点について留意されることを要望しておきます。

○田村委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 私は、日本共産党を代表して、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

今回の法案は、現在審議されております国鉄の経営悪化に伴う国鉄共済年金財政の危機を国家公務員は二公社職員の掛金の引き上げ、国鉄労使の負担増で穴埋めする共済年金統合法案と同様、臨調答申に基づいて地方公務員に負担を転嫁しようとするものであります。

これは、臨調答申が強調するいわゆる自立・自助の精神に基づき、国民と労働者の社会保障費を大幅に削減するための手段であり、各種年金制度間の財政調整によって年金財政の危機の度合いを

100

第三十二條第一項第五号及び第四項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第三十三條第一項中「連合会」を「市町村連合会」に、「理事長、理事十二人」を「理事長一人、理事十三人」に改め、同条第二項中「各組合」を「各構成組合」に、「互選する」を「選挙する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 理事は、総会において、学識経験を有する者のうちから一人、各構成組合の理事長である総会の議員のうちから九人、及び各構成組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員のうちから四人を選挙する。

第三十三條第四項中「各組合」を「各構成組合」に改め、同条第七項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十四條第一項中「連合会」を「市町村連合会」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項中「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第四項中「連合会」を「市町村連合会」に、「理事長」を「理事長若しくは職務代理人」に、「行なう者」を含む「を行う者」をいうに、「理事長が」を「理事長若しくは市町村長である職務代理者が」に、「理事長は」を「理事長又は職務代理者は」に改める。

第三十五條中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第三十六條の見出しを「災害給付積立金」に改め、同条第一項中「長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を」を削り、「災害給付積立金を、それぞれ連合会に」を、「市町村連合会に災害給付積立金を」に改め、同条第二項中「組合」を「構成組合」に、「前項の積立金」を「災害給付積立金」に、「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第三項中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改め、「その長期給付に要する資金を長期給付積立金から」を削り、同条第四項中「第一項の積立金」を「災害給付積立金」に改め、「事業の目的及び資金の性質に」を削る。

第三十七條中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改める。

第三十八條第一項中「第二十五條第一項前段」を「第二十五條前段」に、「連合会」を「市町村連合会」に、「第三項」を「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第二項の認可を受けたとき」に改め、同条第二項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第一章第一節に次の一款を加える。

第一款 地方公務員共済組合連合会

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八條の二 組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置く。

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

一 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。

三 長期給付積立金を管理すること。

四 その他その目的を達成するために必要な事業。

3 地方公務員共済組合連合会は、法人とする。

4 地方公務員共済組合連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

(定款)

第三十八條の三 地方公務員共済組合連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 運営審議会に関する事項

六 役員に関する事項

七 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合に関する事項

八 長期給付積立金に関する事項

九 経費の分賦及び会計に関する事項

十 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聴かなければならない。

(運営審議会)

第三十八條の四 地方公務員共済組合連合会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員二十二人以内で組織する。

3 委員は、自治大臣が組合員のうちから任命する。

4 自治大臣は、前項の規定により委員を任命する場合に、組合及び地方公務員共済組合連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

第三十八條の五 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて地方公務員共済組合連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(役員)

第三十八條の六 地方公務員共済組合連合会に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事三人を置く。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

6 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

(役員の職務)

第三十八條の七 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して地方公務員共済組合連合会の業務を執行する。

3 監事は、地方公務員共済組合連合会の業務を監査する。

4 地方公務員共済組合連合会と理事長又は職務代理人(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をいう。以下この項において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公務員共済組合連合会を代表する。

(長期給付積立金)

第三十八條の八 長期給付の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。

2 組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四條の規定により積み立てるべき責任準備金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い

込むものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

5 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の公立の義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員である組合員に係る責任準備金に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

（準用規定）

第三十八条の九 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十五条前段、第二十六条、第二十九条、第三十五条並びに第三十七條の規定は地方公務員共済組合連合会について、第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び地方公務員共済組合連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第三十八条の三第二項の認可を受けたとき」と、第三十七条中「構成組合」とあるの

は「組合」と読み替えるものとする。

2 民法第四十四条及び第五十条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十二条第一項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第四十三条第一項中「次に定めるところにより、政令で定める職員を単位として（市町村職員共済組合又は市職員共済組合に係る長期給付に要する費用にあつては、市町村職員共済組合を組織する職員のすべて又は市職員共済組合を組織する職員のすべてについて政令で定める職員を単位として）」を「短期給付に要する費用にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員を単位として、長期給付に要する費用にあつては組合を組織する職員のすべてについて政令で定める職員を単位として、次に定めるところにより」に改める。

第四十四条第二項中「市町村職員共済組合及び市職員共済組合」を「市町村職員共済組合及び市職員共済組合連合会」に改める。

第四十五条第一項及び第三項中「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第七項中「行なう」を「行う」に改める。

第四十六条第一項中「（役員については、長期給付に関する規定を除く。）」を削り、同条第二項中「連合会」を「市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）」に改め、

（役員については、長期給付に関する規定を除く。）を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十二条第三項中「地方職員共済組合及び警察共済組合」を「地方公務員共済組合連合会又は、長期給付積立金に充てるべきものとして地方職員共済組合及び警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、」第二十四条の規定による責任準備金のうち」を責任準備金に係る部分について

は「に改める。

第四十三条第二項中「（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）」を削り、「国の組合員に係る国家公務員共済組合」を「国の組合」に改め、

「及び第四十一条」を削り、同条第三項中「（前二項を「前三項」に、）組合員が」を「組合員又は組合員であつた者が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員又は組合員であつた者（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。）が国の組合の組合員となつたときは、元の組合は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該国の組合（国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会を組織する国の組合にあつては、当該国家公務員共済組合連合会）に移換しなければならない。

第四十四条の三第一項中「第四十一条を」第四十四条の二第二項第二号、第三十八条の八に改める。

第四十四条の十九中「（役員については、長期給付に関する規定を除く。）」を削り、

第四十八条第二号中「第三十八条第一項」の下に「又は第三十八条の九第一項」を加え、同条第三号中「第二十五条第一項前段」を「第二十五条前段」に改め、「第三十八条第一項」の下に「又は第三十八条の九第一項」を、「第三十六條第四項」の下に「若しくは第三十八条の八第四項」を加え、「積立金」を「災害給付積立金若しくは長期給付積立金」に改める。

第四十九条中「第二十九條を」第二十九條第一項（第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）に改める。

附則第三条の二の見出し中「運営審議会」を「地方職員共済組合等の運営審議会」に改め、同条第一項中「運営審議会の委員の」を「地方職員共済組合等の運営審議会の委員の」に、「運営審議会の運営状況」を「当該運営審議会の運営状況」に改め、同条第二項中「組合の議員の」を「都職員共済組

合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合会の議員の」に、「組合会の運営状況」を「当該組合会の運営状況に、」とあるのは「を」とあるのは「ののうち」とし、を「ののうち」とに改める。

附則第九條第二項中「連合会」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号。以下「昭和五十八年法律第 号」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法第二十七條第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会（以下「旧連合会」という。）」に、「第二十八條第一項各号」を「同法第二十八條第一項各号」に改め、同条第三項及び第五項から第七項までの規定中「連合会」を「旧連合会」に改める。

附則第十一條第一項中「又は市町村職員共済組合連合会」を「又は昭和五十八年法律第 号による改正前の地方公務員等共済組合法第二十七條第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会」に改める。

附則第十二條中「及び連合会」を「及び旧連合会」に改める。

附則第十四條の三第一項中「市町村職員共済組合連合会」を「市町村連合会」に改め、「掛金」の下に「（老人保健法の規定による拠出金に係るものを含む。）」を加え、同条第二項及び第三項中「市町村職員共済組合連合会」を「市町村連合会」に改める。

附則第十四條の四を附則第十四條の八とし、附則第十四條の三の次に次の四條を加える。

（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の長期給付に係る事務の指導等）

第十四條の四 市町村連合会は、第二十七條第二項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の長期給付に係る事務の指導その他市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の長期給付の事業の適正かつ円滑な実施を推進するために必要な事業を行うことができ

(市町村連合会の総会の議員の定数の特例)

市町村連合会

(地方公務員共済組合連合会を組織する組合に

分の間、第三十八条の二第二項の規定にかかわ

2 前項の場合においては、**第五条第一項第八号**

項第七号中「組合」とあるのは「加入組合」と、第

るのは「加入組合」と、第百十三条第一項中

第一頁第二号 地方丁女委員會義錄第十一号

地方公務員共済組合連合会の運営審議会は、

第二項の場合において、公立学校共済組合又

組合員に係る部分又は警察共済組合の国の職員

第一項の場合において、公立学校共済組合若

和五十八年五月十三日

(地方公務員共済組合連合会の運営審議会の委

審議会の委員の任命については、昭和五十八年

の規定を適用する。

法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和

年退職日」という。)まで引き続いて組合員であ

1. *What is the purpose of this study?*

の法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）

用を受けることとなつた者で、その後、引き続

被保険者等の資格を喪失した場合において、そ

ができる。

する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、地方公務員共済組合連合会（公立学校共済組合又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者）については、公立学校共済組合又は警察共済組合が、政令で定める基準に従ひ、その者の長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌月（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 退職年金（附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。）を受けることができず、又は第八十二条第二項各号の一に該当することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づき共済組合で長期給付に相当する給付を受けるもの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出たとき。

7 第一項、第二項及び前項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。
（特例継続組合員が死亡した場合等における長期給付の特例）

第二十八條の三 特例継続組合員が公務傷病によらないで特例継続組合員である間に死亡した場合における第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第九十三条の六までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これにその者の組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。）の月数を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額とする。

一 四十九万二千円
二 特例継続掛金の標準となつた給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、特例継続組合員が旧法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であつたときは、その者に係る第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

3 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合における第八十六条第一項第二号の規定による障害年金又は第九十二条第一項の規定による障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。

（健康保険法等との関係）
第二十八條の四 特例継続組合員（第四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるものを除く。次項において同じ。）は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項

に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

2 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。
（定年等による退職をした者に係る長期給付の特例）

第二十八條の五 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の規定により支給する退職年金（以下「特例退職年金」という。）の額は、第七十八条第二項及び第七十八条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間（通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。）の月数を乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千円
二 給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

3 前項の場合において、その者が旧法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その者に係る特例退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

第二十八條の六 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき（当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなることを除く。）は、前後の組合員期間を合算して特例退職年金の額を改定する。この場合において

は、第八十条の規定は、適用しない。

2 前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数を乗じて得た金額との合計額より少ないときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。

一 四十九万二千円
二 再退職に係る給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

第二十八條の七 既に特例退職年金の支給を受けている場合を除き、特例退職年金を受ける権利を有する者が第八十三条第一項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとす。特例退職年金は、支給しない。

2 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

3 特例退職年金を受ける権利を有する者については、附則第十八条の二第一項及び昭和五十四年法律第七十三号附則第七條第二項の規定は、適用しない。

4 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

第二十八條の八 特例退職年金を受ける権利を有する者（第七十九条第一項の規定により当該特例退職年金の支給を停止されている者を除く。）が公務傷病によらないで死亡したときは、第九十三条の規定にかかわらず、その者の遺族に、遺族年金を支給する。

2 前項の規定により支給する遺族年金（附則第二十八條の十一において「特例遺族年金」という。）の額は、第九十三条から第九十三条の六までの規定にかかわらず、その死亡した者に係る

附則第二十八條の五第二項及び第三項並びに附則第二十八條の六の規定により算定した特別退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

第二十八條の九 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、附則第二十八條の五から前条までの規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特別継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特別継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特別継続組合員であつた者で引き続き特別継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(団体組合員を除く)となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき。

(国の職員に関する特例)

第二十八條の十 国の職員に係る附則第二十八條の二第一項及び第四項、附則第二十八條の三第一項第二号、附則第二十八條の五第一項及び第二項第二号並びに附則第二十八條の六第二項第二号の規定の適用については、附則第二十八條の二第一項中「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号)」以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。の公布の日」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号)」以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。の公布の日」と、「地方公務員法第二十八條の二第一項の規定に基づく条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日)」と

あるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三條の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七號の施行の日)」と、「地方公務員法第二十八條の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三條」とあるのは「国家公務員法第八十一條の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三條」と、「地方公務員法第二十八條の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四條において準用する場合を含む)」とあるのは「国家公務員法第八十一條の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四條において準用する場合を含む)」と、「地方公務員法第九十二号附則第五條において準用する場合を含む)」と、「地方公務員法第九十二号附則第五條において準用する場合を含む)」と、同条第四項中「地方公共団体」とあるのは「国」と、附則第二十八條の三第一項第二号中「給料」とあるのは「俸給」と、附則第二十八條の五第一項中「昭和五十六年法律第九十二号の公布の日」とあるのは「昭和五十六年法律第七十七号の公布の日」と、同条第二項第二号及び附則第二十八條の六第二項第二号中「給料」とあるのは「俸給」とする。

(政令への委任)

第二十八條の十一 附則第二十八條の二から前条までに定めるもののほか、特別継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定を適用する場合における技術的調整その他特別継続組合員に対するこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の適用に關し必要な事項並びに特別退職年金及び特別遺族年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條の二第二項第一号中「第四百四十一條第四項及び第五項」を「第四百四十一條第三項及び第四項」に改める。

附則第四十條の二第四項中「第三十二條」の下に「第三十八條の五」を加える。

附則第三十三條の二第二項第一号中「第四百四十一條第四項及び第五項」を「第四百四十一條第三項及び第四項」に改める。

附則第四十條の二第四項中「第三十二條」の下に「第三十八條の五」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第四條まで及び附則第九條の規定は公布の日から、地方公務員等共済組合法附則第二十八條の次に十條を加える改正規定は昭和六十年三月三十一日から施行する。

(全国市町村職員共済組合連合会の設立)

第二條 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の理事長は、その協議により、昭和五十八年十二月三十一日までに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長の協議を招集しなければならない。

2 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長は、前項に規定する協議において、全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という)の理事長となるべき者を互選し、並びにこの法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十八條第一項各号に掲げる事項について定款を定め、この法律の施行の日(以下「施行日」という)を含む事業年度の事業計画及び予算を作成しなければならない。

3 前項の規定により市町村連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和五十九年二月二十九日までに、同項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 市町村連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、市町村連合会は、遅滞なく、その定款を

公告しなければならない。

6 第二項の市町村連合会の理事長となるべき者は、市町村連合会の成立の日において、市町村連合会の理事長となるものとする。

7 市町村連合会の設立に要する費用は、市町村連合会が負担するものとする。

(地方公務員共済組合連合会の設立)

第三條 地方公務員共済組合連合会の設立に当たつては、地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、五人の地方公務員共済組合連合会設立委員(以下「設立委員」という)を選任しなければならない。

2 前項の場合において、地方職員共済組合又は都職員共済組合はそれぞれ一人の設立委員を、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合又はすべての都市職員共済組合はそれぞれすべての指定都市職員共済組合の理事長、すべての市町村職員共済組合の理事長又はすべての都市職員共済組合の理事長の協議によりそれぞれ一人の設立委員を、昭和五十八年十二月三十一日までに選任するものとする。

3 設立委員は、昭和五十九年二月二十九日までに、改正後の法第三十八條の三第一項各号に掲げる事項について定款を定め、施行日を含む事業年度の事業計画及び予算を作成し、並びにその定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

5 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、地方公務員共済組合連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

6 設立委員は、地方公務員共済組合連合会が成立したときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

7 地方公務員共済組合連合会の設立に要する費

用は、地方公務員共済組合連合会が負担するものとする。

(市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の解散等)

第四条 この法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十七条第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会(以下「旧連合会」という。)は、市町村連合会の成立の時に於いて解散するものとし、旧連合会の権利義務は、その時において市町村連合会が承継する。

2 市町村連合会は、前項の規定により解散する旧連合会の職員に対して、市町村連合会の職員としての採用、就職のあつせんその他の適切な措置を講じなければならない。

3 第一項の規定により市町村連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

4 市町村連合会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で改正前の法第二十七条第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 市町村連合会は、第一項の規定により承継する資産のうち改正前の法第三十六条第一項の規定による長期給付積立金(以下この項において「長期給付積立金」という。)に係るものについては、旧連合会における長期給付積立金の運用の状況を考慮して政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に移換するものとする。

6 第一項の規定により旧連合会が解散した場合における解散の登記その他の解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

(市町村連合会の役員任期の特例)

第五条 改正後の法第三十三条第三項又は第四項

の規定に基づいて最初に選挙された市町村連合会の役員任期は、同条第五項の規定にかかわらず、施行日から昭和五十九年十一月三十日までと定める。

(長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置)

第六条 施行日以後最初に改正後の法附則第十四条の六第二項の規定により読み替えられた改正後の法第三十三条第一項後段の規定による再計算が行われるまでの間は、組合の長期給付に要する費用の算定の単位については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(審査請求等に関する経過措置)

第七条 施行日前に改正前の法第三十七條第一項の規定に基づき改正前の法第三十八條第一項の規定により旧連合会に置かれた地方公務員共済組合審査会(以下この項において「旧連合会審査会」という。)に対してされた審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものは改正後の法第三十七條第一項の規定に基づき改正後の法第三十八條第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会(以下この項において「市町村連合会審査会」という。)に對してされた審査請求と、施行日前に旧連合会審査会において行われた裁決は市町村連合会審査会において行われた裁決とみなす。

2 この附則に定めるもののほか、改正前の法の規定に基づいてされた行為又は手続は、改正後の法の相当する規定に基づいてされた行為又は手続とみなす。

(組合役員等の取扱いに関する経過措置)

第八条 地方公務員共済組合の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「組合役員」という。)又は市町村連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この項において「連合会役員」という。)である者が改正後の法第四十一条第一項若しくは第二

項の規定により改正後の法第二十一条第一号に規定する職員とみなされる期間又は改正後の法第四十四条の十九の規定により改正後の法第四十四条の三第一項に規定する団体職員とみなされる期間に係る改正後の法の長期給付に關する規定の適用については、その者の施行日以後における組合役員又は連合会役員としての在職期間に限るものとする。

2 施行日の前日に組合役員であつた者で、施行日以後引き続き組合役員であるものについては、改正後の法第四十一条第一項若しくは第四百四十四条の十九又は前項の規定にかかわらず、その者が引き続き当該組合役員である間は、改正後の法の長期給付に關する規定の適用を受ける組合役員としない。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の設立に關する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「連合会」を削り、「公務」によらない障害年金を「若しくは公務

によらない障害年金」に、「連合会役員」を「連合会若しくは連合会役員」に改め、「新法第二十七條第二項」を削る。

第二百三十条第一項中「及び第四百三十六條第二項」を削る。

(昭和四十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第十二条 昭和四十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び附則第十条中「第四百四十一条(第三項を除く。)」を「第四百四十一条」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号 第七十二条の五第一項第四号、第二百九十六条第一項第二号及び第三百四十八條第四項中「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」を「若しくは全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中市町村職員共済組合連合会の項を削り、「

船員災害防止活動の促進に關する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を

船員災害防止協會

船員災害防止協會

全国市町村職員共

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)
に、
済組合連合会
地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合
地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合
地方公務員共済組合連合会

地方公務員等共済組合法
に改め、都市職員共済組合連合会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中市町村職員共済組合連合会の項を削り、
船員災害防止協会
船員災害防止協会の項を削る。

害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)
を

船員災害防止協会
全国市町村職員共済組合連合会

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)
に、
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)
地方公務員共済組合連合会

員共済組合
地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合
地方公務員共済組合連合会

組合法
に改め、都市職員共済組合連合会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)
第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。
(登録免許税法の一部改正)
第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十八の項中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」に改める。
第十五条第二項中「若しくは同法第二十七条に規定する市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会」を、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会に改める。

共済組合連合会に改める。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)
第二十条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四百四十一条第四項」を「第四百四十一条第三項」に改める。
(自治省設置法の一部改正)
第二十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を監督し、及び」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を監督し、」に改める。

第十条第一項第八号の二中「市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」に改め、同条第二項中「前項第六号から第九号の二まで」を「前項第六号から第九号まで」に改める。

理由

地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年五月二十日印刷

昭和五十八年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局